

平成28年 決算審査特別委員会の記録

決算審査特別委員会

出先審査第3班（中通り方部）



委員長名	青木稔
委員会開催日	平成28年10月25日（火） 26日（水）
所属委員	3班 （副委員長）星公正 （委員）遊佐久男 吉田英策 渡部優生 橋本徹 宮川政夫 坂本竜太郎

- ・知事提出継続審査議案第43号：認定
「決算の認定について」
- ・知事提出継続審査議案第44号：認定
「平成27年度福島県工業用水道事業会計
決算の認定について」
- ・知事提出継続審査議案第45号：可決
「平成27年度福島県工業用水道事業会計
利益の処分について」
- ・知事提出継続審査議案第46号：認定
「平成27年度福島県地域開発事業会計
決算の認定について」
- ・知事提出継続審査議案第47号：認定
「平成27年度福島県立病院事業会計
決算の認定について」

（10月31日（月） 県北建設事務所）

橋本徹委員

資料19ページの収入未済額について、過年度分と比較してどうか。また、主な未納は県営住宅の使用料や明け渡し不履行による損害賠償金と説明があったが、徴収員3名を配置している効果を含め説明願う。

所長

収入未済額のほとんどが県営住宅の使用料である。入居者の中には払いたくとも払えない生活困窮者がたくさんいるので、県営住宅の性質上、やむを得ないことだと思うが、家賃の減免等もあるので、お願いしてできるだけ徴収するようにしている。県営住宅の管理と家賃の徴収は基本的に指定管理者が行っているが、滞納者に対しては、建設事務所の職員も同行して夜間や休日にも徴収しており、徐々に回収額がふえている。土木部で定める要綱により滞納者に対する対応は決まっており、まずは面会して納付を促し、大分たってから法的手段に移行する。退去明け渡しまで行うので全体的に収入未済額は徐々に減っている。

主幹兼総務部長兼総務課長

昨年度の収入未済額の総額2,880万7,316円のうち県営住宅使用料は1,908万1,592円となっている。今年度分は約1,960万円なので、若干ふえているが、いずれも過年度分がほとんどである。納付率については、県平均を上回っており、納入の督促に努めている。

橋本徹委員

以前の職場で新聞料金の徴収をした際に、私も辛辣な言葉をかけられた。職員は夜間や休日も徴収しているとのことなので、負担の公平性に十分に配慮してほしい。また、生活困窮者は払いたくても払えない事情があるので、配慮するよう要望する。

次に、復興公営住宅について、飯坂団地に会報を配るとあるが、汚く使う入居者ときれいに使う入居者の差が激しいと感じた。施設の管理はどのような状況になっているか。

所長

復興公営住宅の入居者は、仮設住宅や借り上げ住宅から入居する原発避難者がほとんどである。仮設住宅は住み終われば撤去されるため、入居者が適宜、改造等を加えていたが、復興公営住宅は家賃を払って借りる県営住宅なので切りかえられないのではないかと推察している。復興公営住宅と県営住宅は違うと言う方もいるが、県営住宅であることに違いはないので入居者に対し丁寧に説明している。修繕については、管理者がその都度実施していくことになる。

橋本徹委員

入居者の性格にもよるが、きれいにしていないほうへ誘導されてしまう。管理者と一緒にスロープや通路をきれいにすることは入居者にとってもよいことだと思うので、対策を願う。

渡部優生委員

県営住宅の使用料に未納のある方は、市町村民税や水道料金、保育園料など、市町村にも未納があると思う。その方の生活もあるので、徴収するにしても優先順位をつけて市町村と連携して情報を共有しながら、生活再建できるやり方があると思う。県だけ先に徴収すればよいとなれば市町村も同じ話になる。市町村と連携しながら生活再建できるように配慮すべきと思うが、どうか。

次長

県営住宅の収入未済で残っているものの多くは、亡くなっていたり行方不明になっている方の分であるが、それ以外でも滞納している方はかなりいる。現時点では、個別具体的に関係機関と債権管理を調整する場はないが、生活保護受給者に対しては、市で住宅分を保護費から差し引いて支払ってもらっており、滞納額をふやさない取り組みを進めている。また、障がいのある入居者に対しては、訪問時に福祉関係職員も同席してもらっている。委員指摘の優先順位については、県営住宅の入居者の多くが低所得者であるため、状況を見ながら調整していきたい。

渡部優生委員

入居者の生活再建は各市町村が主体的にやると思うが、生活できない方である場合に県が無理に徴収しては困ると思う。未納はふえてはいけないが、その方の生活もあるので十分配慮する必要がある。

次に、調査資料35ページの福島県空き家・ふるさと復興支援事業（空き家改修等支援事業補助金）について、補助金を

数名に支給しているが、総額の枠はあるのか。

主幹兼建築住宅部長

予算の枠内で補助している。

渡部優生委員

採択件数は資料のとおりだと思うが、平成27年度は何件の要望があったのか。

主幹兼建築住宅部長

全体の要望者数と要望枠については、手元に資料がないため答弁できない。

渡部優生委員

これ以外にも相当応募があったと認識してよいか。

主幹兼建築住宅部長

応募者全員が予算の枠内でおさまったかについては手元に資料がない。

渡部優生委員

後で構わないので、要望と採択件数の資料を提出願う。

星公正副委員長

今ほどの資料を後ほど提出願う。

吉田英策委員

福島県空き家・ふるさと復興支援事業（空き家改修等支援事業補助金）の目的は何か。

主幹兼建築住宅部長

空き家がふえているため、過剰になっている住宅のストックを有効に活用することが目的である。

吉田英策委員

長期間放置されている空き家も対象になるのか。

主幹兼建築住宅部長

委員指摘のとおりである。

吉田英策委員

長期間空き家になっていると犯罪の温床にもなるので早急な解決が望まれる。申請があったものについては十分実行できるようにしてほしい。

坂本竜太郎委員

県営住宅の修繕や督促業務も含めて指定管理者に委託していると思うが、督促業務に関しては件数がふえれば委託料は加算されるのか。あるいは、件数を問わず委託料の増減はないのか。

主幹兼総務部長兼総務課長

業務として委託しているので、件数による歩合制ではない。

坂本竜太郎委員

効果が上がるかは別にして案件がふえれば、委託料に対して業務量がふえることになる。橋本委員からも話があったが大変な仕事である。委託制度が開始されたばかりだと思うので、委託料に対する徴収のやりがいや費用対効果の話もこれから出てくると思う。県内全域を見渡しながら地域によって共通するところや違った状況もあると思うが、これからも注視してほしい。今後とも丁寧な対応を要望する。

次に、市町村下水道補助金の補助率について、他の自治体は10分の0.1だが、伊達市は10分の0.25となっているのはなぜか。

主幹兼企画管理部長

市町村下水道補助金については、福島県土木事業補助金交付要綱に基づき、市町村の財政力指数に応じて補助率を変えている。県平均以上であれば、10分の0.1、県平均未満であれば10分の0.25としている。県平均の財政力指数は0.43であり、伊達市は0.39で県平均を下回っているため、10分の0.25となっている。福島市が0.69、本宮市が0.61、桑折町が0.43でそれぞれ県平均を上回っているため、10分の0.1となっている。

坂本竜太郎委員

先ほど、二本松川俣線の油井工区の踏切設計においてJ Rとの協議が調わず不用額が発生したとの説明があったが、どのようなケースだったのか。

事業部長

道路に歩道をつける工事で踏切を広げるために、遮断機を広げる方法と歩道にだけ別に遮断機をつける方法のどちらが効果的かをJ Rと決めるのに時間がかかった。現在は、歩道に別に遮断機をつける方法で整備を進めている。

坂本竜太郎委員

安全性や交通を担保する等の観点があると思うが、どうか。

事業部長

安全性や経済性、効率性等を総合的に判断して決定している。

宮川政夫委員

市町村合併を支援する道路として、橋梁の上部工を実施したとの説明があったが、この予算は、一般の道路橋梁費とは使い方が違うのか。

事業部長

市町村合併支援道路整備事業は平成16年度に創設され、市町村合併に当たって各市町村の中心部を円滑に連結する趣旨で総務省が事業化したものである。県で事業を進め、市町村合併に当たり効果的に連携が進む道路として逢隈橋工区が採択された。

宮川政夫委員

工事自体は同じでも金の出どころが違うと思うが、予算措置は続いているのか。

事業部長

市町村合併支援道路整備事業は続いているが、箇所は限定されているので完了次第終了していく。

宮川政夫委員

道路改修に係る通常の予算で実施すべきところであっても、合併した市町村であれば当該予算を使えるのか。

事業部長

合併に当たって、初めに当事業の要件に合致する工区路を決めているので、それ以外の工区には使えない。

遊佐久男委員

調査資料11ページの公有財産購入費と補償、補填及び賠償金の不用額約7,700万円について、契約できなかったとの説明があったが、事業の進捗にどのような影響があったのか。また、予算を取り直して工事は進めているのか。

事業部長

公有財産購入費と補償、補填及び賠償金を合わせた不用額は約7,700万円であるが、本人の了解は得たものの、子供たちの理解が得られず不用残となった。この工区は、二本松金谷線の上ノ橋工区で阿武隈川にかける橋の左側部分の用地であるが、現在下部工を発注しており、今後上部工や前後の取り付け工事も発注する予定となっている。新たに予算を措置し、現在用地交渉を進めている。

用地課長

この案件については、予算措置されており、子供たちの了解を得てまもなく契約する状況である。

吉田英策委員

県管理道路の除染について、残っている割合はどの程度か。また、説明要旨に市町村と連携調整を図りながらとの記載があるが、問題になっているところはあるのか。さらに、市町村との協議、調整はどのように進めているのか。

主幹兼企画管理部長

県管理道路は市町村の除染実施計画に基づき除染を実施しており、除染で集めたものは市町村で確保した仮置き場に保管している。現在、約826km計画しており、着工率は64%で530kmである。残りについても引き続き市町村と仮置き場等を調整しできるだけ早く発注していきたい。

吉田英策委員

着工率が64%なので、なかなか進まない状況にあるようだが、主な原因は仮置き場の確保にあるのか。

主幹兼企画管理部長

市町村と一体となって除染を実施しており、市町村の除染が終わったところと路線を合わせて実施している。仮置き場が決まれば、除染できる状況である。

吉田英策委員

仮置き場の確保は市町村に任せているのか。

主幹兼企画管理部長

市町村と調整して仮置き場を決めている。あづま総合運動公園については条例を改正して、県で仮置き場を確保している。

吉田英策委員

県民が安心して生活できるように一日でも早く除染を終わらせることが重要なので、引き続き住民との合意を得ながら、仮置き場の確保を願う。

(10月31日(月) 県北地方振興局)

橋本徹委員

調査資料46ページ、前年度における決算審査特別委員会の意見に対する処理状況調で、個人県民税が県税の収入未済額の7割を占めているとの記載があるが、その理由は何か。

県税部長

個人県民税については市町村で賦課徴収を行っており、従来から県税の収入未済の5割を占めていたが、平成19年度の三位一体の改革によって所得税から個人県民税へと税制が改正され、調定額と収入額が増加したことに伴って収入未済額もふえた。県税全体の収入未済額の7割、当局では75%程度になっている。

橋本徹委員

理由はわかったが、今年度から実施している特別徴収義務者の一斉指定について、進捗状況を聞く。

県税部長

今年度から始まったばかりなので決算の比較はできないが、市町村が当初に決定した時点で説明すると、企業などの特別徴収義務者の割合は平成27年度は50.2%であったが、一斉指定を開始した今年度は63.8%となり、指定事業者が約14%ふえた。また、特別徴収による税額の割合は、27年度が71.2%で、28年度は77.6%なので、一斉指定の結果6.4%ふえている。

橋本徹委員

そもそも特別徴収とは何か。

県税部長

前年度の所得に対して市町村が県民税と市町村民税を合わせて個人から徴収するものを一般的に個人住民税と言っているが、会社に勤務していない方については、通常、年4回、市町村から税額通知が送付されて納付する流れとなっている。一方で会社や事業所に勤務している場合は、毎月、給料から天引きされることになるが、この給与からの天引きが特別徴収と言われている。

宮川政夫委員

概況説明要旨2ページに記載されている原子力損害賠償に係る法律相談について、賠償では打ち切り等の状況がふえてきていると聞いているが、商工会議所や商工会が定期的に行っている相談とは別なのか。

また、調査資料18ページの小規模事業指導費は、どのような経費か。単純に経営に関する補助金か。

企画商工部長

巡回法律相談については県が独自に実施しているものであり、各地方振興局及び本庁原子力損害対策課が役割分担して各方で実施している。当局では、比較的避難者が多い福島市、伊達市、二本松市に会場を設けて、弁護士に依頼して巡回している。平成23年度から開催しているが、23年度が63件、24年度が81件、25年度が39件、26年度が16件、27年度が7件で、今年度の10月末時点は5件である。市町村や商工会でも法律相談を実施しているが、県が実施している法律相談の参加は年々減ってきている。

次に、商工会等に対する小規模事業経営支援事業費補助金について、商工会に対しては事務局長の設置費用で旅費、事務費を対象としている。また、管内には福島商工会議所と二本松商工会議所があるが、商工会議所に対しては、経営指導員及び経営指導補助員の設置費を対象としており、各事業者に対する経営指導を支援している。

吉田英策委員

鳥獣被害について、概況説明要旨3ページに「原発事故以降増加しているイノシシ等による被害の未然防止に向けて、市町村等と連携し注意喚起や有害鳥獣捕獲の速やかな許可等に努めている」との記載があるが、イノシシによる被害が全県的に深刻な状況になっている。特に県北地域は、イノシシに加えて熊による被害が発生しているが、これまでどのような対策を実施してきたのか。また、今後は、どのようなことを進めていこうとしているのか。

県民環境部長

鳥獣被害の関係については、委員指摘のとおりイノシシと熊による被害が非常に大きく、先日は熊による人身被害もあった。イノシシに対しては、県で平成31年度までに5,000~6,000頭まで減らす計画を策定し、市町村で被害を防止するための鳥獣被害対策実施隊を編成して捕獲をしてきたことに加え、狩猟期間が始まる11月15日からの一般狩猟者による捕獲、さらに昨年度から県が開始した直接捕獲事業の3つの方法で、現在、年間1万5,000頭程度を捕獲している。県北管内では、各市町村にも頑張ってもらい、その3分の1の約5,000頭を捕獲しているが、狩猟者の数が減少しているため、金銭的な助成等をして狩猟者の確保に努めている。

また、熊に関しては、県北管内で2件の人身被害が発生したが、各市町村担当者や警察職員を交えて対策会議等を実施している。熊に関しては、1年置き程度に目撃件数がふえており、今年度はここ数年で最も多い状況になっているので、危険がある場合には各市町村で捕獲に取り組んでおり、関係機関が協力して情報を共有しながら、熊が市街地におりてこられないように河川の草刈り等を行い、ルートを遮断する対策を実施している。予算等もあるので、できる範囲で取り組んでいるが、今後も関係機関と情報を共有しながら対応していく。

吉田英策委員

熊の被害は本当に深刻で、里山が荒れると同時に市街地まで熊が移動してきた。さまざまな対策を実施するためには予算が必要だと思うので、住民が安心できるようにしっかりと対策願う。

遊佐久男委員

概況説明要旨に記載されている新規高卒者等に対する就職支援について、昨年度は、具体的にどのような事業を実施したのか。また効果はどうであったのか。

次に、中小企業に勤務している方が消防団の主体となっていることが多いが、団員を確保するための事業所に対する要請活動では、どのくらいの規模の企業を巡回したのか。

企画商工部長

新規高卒者に対する就職支援については、本県は新卒で就職した者の離職率が全国平均よりも高いため、マッチングを早めて適した企業に就職できるようにする観点等から、毎年、当局と県北教育事務所が連名で商工会や商工会議所に対して求人票の早期提出を要請している。また、ハローワークが福島雇用対策推進協議会等を開催しているので、振興局として会議に出席し情報を交換している。

なお、就職を希望する平成28年3月卒業の高校生は1,206名いたが、ことしの6月時点で1,205名の就職が決まったので、27年度の就職率は99.9%であった。

県民環境部長

消防団員を確保するための要請活動については、毎年度末に当局と市町村、消防団の団長等と一緒に管内の企業を訪問しており、製造業が多いが、JAや建設業などを初め大企業から小規模な企業まで回っている。全国的に大きな災害が起きており、消火活動だけではなく災害全般に対して、改めて消防団の活動が見直されているので、協力を得るために訪問活動をしているが、現在では消防団員の約8割が企業等に勤めており、活動にはさまざまな制約がある。また、大企業であれば統括的な対応はできるが、小規模な企業では難しく有効な方策がないのが現状である。

遊佐久男委員

求人が多く、新規高卒者の就職率がほぼ100%であることはよいが、逆に、離職率が高いのは地元企業に適した人材なのかといったことがあると思う。管内企業の求人には100%が就職し、また、県内の高校生で間に合っているのか。

さらに、離職率を下げるためには振興局だけではなく、教育部局との連携も考えなくていけないと思うが、どうか。

次に、消防団員の確保について、年度末に企業を訪問しているとのことであるが、早くから後継者を探し回っている幹部の苦勞もあるので、時期を早めて有効な対策を実施してほしい。また、幹部以外にも新制度の説明や復旧活動に対する啓発を充実してほしいが、どうか。

企画商工部長

先ほど答弁したように、教育事務所との連携については、毎年6月ごろに各企業に対し求人票の早期提出を依頼しているほか、各学校に配置されている就職支援員と情報を交換している。

また、企業側から見て求人が満たされているかについては、正確に把握してはいないが、求人倍率は福島ハローワークが1.20、二本松ハローワークが1.51で、管内の平均が1.25であるため、求人が多い状況となっている。就職希望者は事務系を希望することが多いが、復興関係の需要で建築や介護関係の求人が多いため、企業側から見た場合は全て充足されて

いるわけではなく、人手不足の状況にあると考える。

県民環境部長

消防団の要請活動については、本庁消防保安課で年度末に実施している。本庁と協議の上、検討していきたい。

星公正副委員長

NPOほうらいによる補助金の不正受給の件について、地域創生総合支援事業（サポート事業）補助金は昨年度も相当な件数があったが、実績報告だけで処理し、事業実施期間中の確認はしなかったのか。

企画商工部長

サポート事業にはさまざまな種類があり、可能な限り現場に行って内容を確認している。補助先側から求められて祝辞をすることもあり、できるだけ出席している。事業実施期間中に全てを確認できている状況にはないので、今後是可以だけ事業実施期間中に現状を確認していきたい。

星公正副委員長

領収書を確認したところ架空請求があったとのことであるが、この法人の活動実態はあったのか。

企画商工部長

今回の事業については、放射線測定器で農作物の線量をはかるものと地元の農作物を軽トラ市で販売するもの、軽トラ市を開催していた阿武隈橋周辺の遊歩道の環境を整備するものの3本立てになっていた。

現状を確認したところ、確かに放射線測定器はあり、希望する方には野菜の線量を測定していた。また、軽トラ市についても新聞等で報道された写真もあり、遊歩道の環境整備も実施されていた。申請があった内容は実施されていたが、チラシ作成や来場者用駐車場の借用等は支出されておらず不正があった。

星公正副委員長

約500万円の支給額に対し返還命令額は460万円程度であるが、実態があったので差額が発生したのか。
また、詐欺罪等の刑事訴訟は考えているのか。

企画商工部長

支給額が504万1,000円で返還命令額は468万8,000円なので、差額は30数万円である。実績報告書に添付されていた全ての領収書の取引実態を調査した結果、平成25、26年度は取引は一部あったものの、最低事業費である50万円を下回ってしまったため、全額返還とした。27年度については、一事業者と50数万円の取引があり、その分は返還から除いたため、30数万円の差額が発生した。

次に、刑事訴訟については福島署に相談しており、告訴または告発に向け準備中である。警察側で検事や県警本部と協議しているため、罪名は確定していない。

星公正副委員長

サポート事業は役に立つ非常によい事業だと思う。さまざまな箇所にあたっている中で、このような例がないように注意や確認をしながら事業を実施するよう要望する。

坂本竜太郎委員

この法人は地元の人が実施していた団体なのか。あるいは、別のところから来た方がNPO法人をつくり、このような形になったのか。他県では震災復興に絡んで有名になった事件があったが、別なところからきて、あれだけのことを起こした。有効なものであるかを見抜くためには、地域の団体であるかが大きなポイントになると思うが、どうか。

企画商工部長

NPOほうらいについては、震災前からさまざまな活動をしていた副理事長が中心となって活動をしていた。よそから来た方ではなく地元の方だと認識している。

坂本竜太郎委員

基本的に性善説に立ち良心を信頼して有効に活用すべきものであるため、このような形になっていると思う。地方自治体は、同じ団体でも信頼性が高いので、スムーズに交付決定できる点ではよいが、決められた額の中で割り振りすることになるので、極力、民間団体を活用してほしい。平成27年度の特異なものとして、オーストラリアのブリスベン市に行った福島市の事業がある。ブリスベン市まで追いかけて確認するわけにもいかず、報道もされていて透明性は高いと思うが、事業規模や補助額が大きい。自治体を実施する事業で、効果や信頼性、透明性は高く、民間団体の活用にあまるものがあったのだと思うが、アジア太平洋都市サミットへの参加がサポート事業のどのような趣旨に合致すると認めて補助したのか。概要を含め説明願う。

企画商工部長

一般的にサポート事業は民間団体が中心となっているが、国の流れを受けて県としても地域創生に取り組むとして、平成27年度から新たに市町村枠ができた。市町村に募集をかけて出てきたのが当該事業であり、福島市長がオーストラリアのアジア太平洋都市サミットに参加し福島市の現状等を発信し風評払拭に資する事業として採択した。なお、全般的にサポート事業には、人口減少や高齢化対策を初めいろいろな要件があるが、震災を受けて優先的に採択する枠があり、風評対策も優先的に採択する枠となっていることを踏まえ、この事業を採択した。

坂本竜太郎委員

風評対策は一番の課題である。他の自治体の首長であっても同様の活動をする場合は、おおむね活用できるとの印象を受けた。福島市を信頼しないわけではないが、ことし話題になった前東京都知事の件を初め渡航費や滞在費に関して県民の意識が高いので、それを意識して今後の検証に生かしてほしい。

次に、有害鳥獣について、事業実績調の45ページに狩猟免許の新規交付件数が93件、狩猟者登録証の県外交付件数が370件とあるが、主に趣味で個人的にハンターをしている方なのか。あるいは、有害鳥獣の駆除を目的として新規交付となったのか。前向きな可能性につなげていければと思うが、どうか。

県民環境部長

狩猟免許にはライフルや散弾銃等の火薬を使う銃を初め空気銃、わな、網の4種類がある。農作物の被害が深刻になっているので、みずから免許を取得する農家がふえているが、全体的な傾向としてわなの免許を持っている方がふえて、ライフルや散弾銃等の免許を持っている方が減ってきている。全体数はそれほど減っていないが、わなと銃がセットにならないと捕獲できないので、深刻な状況になっている。

県外から本県に狩猟に来る方は、福島県の登録をしなければならず、従前から便宜的に当振興局で登録することになっている。当振興局で登録すれば、県内のどこでも狩猟できることになっているが、本県の場合、狩猟しても食べられず、売れないので狩猟する動機が弱くなっている。震災以降、県外の方も相当減っており、全般的に狩猟者は減っている。

坂本竜太郎委員

議員研究交流大会等では福島のおかげで狩猟者が入ってきた等と言われることがあり、県境紛争もあるようである。県北振興局が全県を網羅する一元的な登録機関になっていることもあるが、宮城県や山形県に接している意味でも、県北振興局の役割は大きい。特に県外の方に関して全県的な数値を見られるので、生きた数字をもとに、鳥獣対策に努めてほしい。

次に、新規高卒者等に対する就職支援について、離職率が高いことは本当に問題である。就職を支援しても、相当数が離職しては意味がない。同じ方に離職者支援を活用することになれば、二度手間、三度手間である。税金を使っても定着しないのであれば、非常に効果が低いことになる。未然に離職させない取り組みが大切になってくると思うが、それがかなえば効果は非常に高いものになる。振興局の事業というより県全体の政策理念の話になるが、新規高卒者等に対する就職支援について、定着率を高める意味合いの強い取り組みがあってもよいのではないか。支援した方が定着しているのかについては、追跡しているのか。

企画商工部長

毎年、離職者数について統計をとっている。平成26年3月卒業の就職者では、約2割が1年以内に離職し、25年3月の新卒就職者になると、2年間で3分の1近くが離職している。こうした状況を踏まえ、先ほどの求人票の早期提出の要請に加え、今年度からホームページやパンフレットで技術や特性を持った魅力ある県内の中小企業を紹介する「ふくしまものづくり人材確保事業」を実施することとしている。県内の企業が掲載されるが、県北地域では30社が掲載される予定であり、新卒の就職希望者に紹介していきたい。

坂本竜太郎委員

誇りを持って勤めることができれば、長続きすると思う。県内企業の技術や人といった魅力、宝を一生懸命伝え、若い方に自信と誇りを持って本県を担ってもらえばと思うので、よろしく願う。

星公正副委員長

調査資料32ページの賦課徴収費7億3,743万9,000円の中身は、同34ページの交付金7億2,556万8,162円となるのか。金額が合わないのはなぜか。

県税部長

賦課徴収費の約98%を個人県民税徴収取扱費交付金として8市町村に交付している。この交付金以外にも、大きいものは納税通知書や催告書等の発送に係る経費になるが、税務嘱託員の報酬等を含めたものが調査資料32ページの賦課徴収費となる。

渡部優生委員

地域創生総合支援事業（サポート事業）は、大変よい事業なので活用すべきである。県北振興局だけではなく県全体の話になるが、本庁からチェックリストやマニュアルの改定等、チェックに対する指示や指導はあったのか。

また、当事業には枠があって、申請に対して枠内で採択していると思う。市町村が該当することは初めて知ったが、市町村以外の地域おこし団体等からも申請が上がっていて採択していると思う。市町村が申請することは要綱上問題ないと思うが、市町村の責任で事業を実施すべきで、県のサポート事業に該当させるのはどうなのか。県北管内8市町村のうち、平成27年度は6市町村が申請しているが、枠があるので地域おこし団体等を優先すべきと思う。どのような基準で採択し

ているのか。

企画商工部長

NPOほうらいの件を受けて本庁からチェック強化に係る指示は3点あった。

1点目は事業採択時に事業計画や資金計画を精査すること、2点目は事業実施期間中にしっかりと状況確認すること、3点目は複数職員による確認や領収書原本を確認して実績報告の確認を強化することである。本庁から採択、実施中、実績の各段階でしっかりと確認するように指示が出ているので、それに沿って今後しっかりと実施していきたい。

また、サポート事業には、山車フェスタ等のイベントに活用できる一般枠、過疎地域限定の条件のよい過疎・中山間地域集落活性化枠、商売等の経済活動に対して補助する地域資源事業化枠、そして平成27年度に新設された市町村枠があり、予算は枠ごとに決まっている。それぞれの枠が確保された上で、27年度から市町村枠が追加して計上されているため、市町村枠を採択した結果、それ以外の枠が圧迫されることにはならない。

渡部優生委員

残る2町村からの申請はなかったのか。

企画商工部長

6市町村以外の町村からは申請はなかった。

(10月31日(月) 大笹生学園)

園長

説明に入る前に、入所児童に対する職員の不適切指導行為により入所児童はもとより、県民に不信を招き迷惑をかけたことに対し心からおわびする。現在、職員一丸となって信頼回復に努めているので各委員には理解と指導を願う。

宮川政夫委員

当学園で実施しているユニット制について詳細を説明願う。

また、日中一時預かりの年間利用実績については、旧園舎時代が延べ100~200人だったのに対し、新園舎になってからは10倍近く受け入れているが、ハード的に受け入れられるようになったのか。あるいは職員を含めてソフト面で対応できるようになったのか。

園長

旧園舎では、1部屋4~5人の児童で生活させていたが、新園舎では基本的に個室となった男児棟はA・Bの2ユニットとし、1ユニット当たり14~16人で、自閉症の傾向の強い子供たちを同じユニットにしたり、程度の軽い自閉症の児童や一定程度自立できる児童を一つのユニットで生活させており、できるだけ同じレベルで支援できるようにするためユニット制をとっている。また、女児棟では、女児で1ユニットにし、最近では、知的障がいだけではなく身体障がいを抱えている児童もいるので、身体障がいを抱えている児童や低年齢の男児を一つのユニットにしている。

次に、日中の一時預かりについては、平成26年12月から新園舎になっているが、24年度が111件、25年度は161件、26年度は364件、27年度は1,011件である。

件数がふえた理由は、園舎が新しくなり学園の知名度が上がったことや管内の市町村に積極的にPRしたり、福島市立養護学校や福島大学附属養護学校に対し、施設が新しくなったので利用するように声かけをしたことによる効果と考える

が、ソフト面の職員数はふえてはいない。

宮川政夫委員

同程度の障がいを持つ園児を一つのユニットにすることで、担当職員は指導しやすくなるとの発想から、この制度をとっているのか。

園長

個性や生活のリズムはそれぞれの児童で違うが、できるだけ同じ環境で同じような児童の支援に努めることがユニット制であり、障がいや行動特性がある程度似ている児童を一つのユニットにすることで、職員の専門性を生かすことができる。

宮川政夫委員

一時預かりの人数が5～10倍近くにふえたことに驚いている。特に職員を増員させることなく、受け入れられるようになったとのことだが、スペース的に問題はないのか。また、職員等に過重な負担をかけることにはなっていないのか。

園長

平成27年4月1日現在の入所児童数は33名と説明したが、定員45名のほかに短期入所の定員5名があるので、現在の定員は50名である。常時33名が生活しているので、定員まで17名分の余裕があり、空いている部屋や枠を利用しながら、日中の一時預かりや短期入所を受け入れている。職員の勤務調整をする場合もあるが、以前に比べてそれほど過重な負担になっているとは考えていない。

宮川政夫委員

私も児童養護施設にかかわっているが、頑張って指導者になっても難しい子供がいて思うような指導ができず、早期に退職してしまう例が多い。先日の事件とは背景が異なると思うが、日中一時預かりが大幅にふえたことによって、職員が長続きしなくなることが懸念される。職員に対するケアが必要と思うが、どうか。

園長

日中一時預かりの児童数が1,000人を超えたと聞くと大変だと思うかもしれないが、当学園は24時間、365日で支援しているので、1日当たり平均約3人を受け入れている。実際には、1日7～8人を受け入れている日もあるが、職員に対する支援としては、社会福祉協議会や自閉症に係る専門研修に派遣するとともに、救急救命や虐待防止の園内研修を行い、職員の資質・能力の向上に努めている。24時間、365日の交代制勤務なので、職員は肉体的、精神的なストレスを抱えているとの話は個別面談を通じて聞いている。昨年度は、職員の心のケアに対する研修会を開催できなかったが、今年度は既に職員に対する個別相談会を3回実施した。来月は、福利厚生室主催のメンタルヘルス研修会を3回開催してもらうこととしており、これらを通じて職員のメンタルケアに精一杯努めていく。

吉田英策委員

歳入の93%を確保し、7%が収入未済となっているが、収入未済は生活困窮者がいるためとのことである。生活困窮者から使用料を徴収することは大変で、さまざまな制度を活用して解決していこうとしていると思うが、制度等で解決できるものなのか。

園長

調査資料5ページで説明したが、現年度分の12件8万1,788円については、現時点で既に8件納付されているので、現在の収入未済は、4件3万202円になっている。また、過年度分については、調査資料では93件72万2,204円となっているが、4件3万1,834円の納付があったため、現在は89件約69万円が収入未済となっている。

収入未済の理由は、先ほど説明したとおり、保護者や家庭の生活困窮である。過年度分の収入未済で長期にわたるものについては、状況を調査して納付が難しい場合は不納欠損として処理しており、平成25年度に50件84万5,062円を不納欠損とした。できるだけ納付してもらえるように今後とも保護者に説明していくが、納付が難しい方には、不納欠損を検討していきたい。

遊佐久男委員

過年度分の収入未済で古いものはどの程度あるのか。また、金額の大きいものは1家庭当たりどの程度になるのか。

園長

過年度分で最も古い収入未済は平成19年度のもので4件6万937円である。それ以降も20～25年度までの収入未済があるが、個人別の収入未済については手元に資料がないので、この場では答弁できない。

渡部優生委員

5年で時効となる条例の規定はないのか。

園長

収入未済については、財務規則に基づいて不納欠損や徴収手続をすることになっている。5年を過ぎたものを自動的に不納欠損にするのではなく、相手方の収入や生活状況を確認し、そのような経済状況にないことを確認した上で処理している。

渡部優生委員

障がい児を持ちながら生活が困窮しているとすれば、市町村にもさまざまな未納があると思うので、収入未済の徴収は非常に大変だと思う。当学園で生活実態等を調査して徴収するにしても市町村との連携が欠かせないと思うが、その辺はどのようにしているのか。

また、過去の未納を理由に入園を拒否していないとは思いますが、どうか。

園長

市町村との連携による未納対策については、福祉事務所や市町村の福祉課等を通じて家庭の生活状況の確認や退所児童のアフターケアをするための訪問を行っており、それらを通じて相手方に納付を促している。また、昨年度等の直近の未納については、その時の生活状況では支払えなかったとしても、市町村等と連携し実態を確認しながら、現在は別の生計を維持しているようであれば、未納がないように収入確保に努めていく。引き続き市町村との連携を図っていきたい。

渡部優生委員

児童の保護者に未納があったことを理由に受け入れを拒否しているのかについては、どうか。

園長

過去に未納があったからといって、その児童を施設に入所させないといった取り扱いはしてはならない。そのような事例があった場合は、子供を受け入れた上で徴収対策に努めていく。

吉田英策委員

職員による入所児童への不適切な行為については、日中一時預かりがここ数年多くなったことによる職員のストレス等が背景にあると考える。職員が安心して働けるようにするためには、増員を考えていかなければならない。先ほど24時間交代制との話があった。苛酷な勤務状態だと思うが、事件の再発防止の点で、どのようなことを考えているのか。また、職員の増員に対して前年度に当委員会から意見があったが、どのように解消する考えなのか。

園長

平成27年度の現員は臨時職員を含めて50名である。正職員だけであれば40名だが、臨時職員や臨時労務員を含めて予算要求し余分に10名配置してもらっている。

次に、再発防止対策については、8月末に職員による不適切な行為があった後、9月初めに学園内の3つのユニットの職員によるユニット会議を開催し、再発防止の方法と原因を話し合った後、毎月1回程度、この会議で処遇や支援をしていく上での課題を説明して、全職員で解決に当たる体制をとっている。また、再発防止策を検討する上で、職員のストレスや勤務体制も含めて今回の案件の背景や原因を内部で検証するため、9月20日に内部検証チームを設置した。年内を目途としているが、検証チームから報告を受けて虐待防止マニュアルに足りないところを見直す等、学園として具体的な再発防止策に着手していく。

遊佐久男委員

施設の能力と児童の定員との関係で、ハード的にはまだ余裕があると思うが、それに対する職員の体制はどうなのか。また、職員は児童の定員数で配置しているのか。

園長

法令上の職員の配置基準では、4.3人の児童に対して保育士または児童指導員が1人となっている。当学園では、短期入所を含めた定員は50名になるが、短期入所を除いた定員は45名なので、保育士または児童指導員が11～12名配置されれば基準をクリアする。現在は、児童指導員16名と非常勤の専門員も含めた保育士17名を合せて33名が配置されているので、配置基準の3倍近くの職員が配置されている。

遊佐久男委員

調査資料12ページ、前年度における決算審査特別委員会の意見に対する処理状況調では、光熱水費や事務費の節減により需用費に100万円以上の不用額が生じたとのことであるが、現員どおり受け入れた場合の経費で予算を措置したものの、定員まで受け入れなかったことが原因と考えられないか。

園長

児童福祉施設費の需用費155万5,554円が不用残となった理由については、需用費は光熱水費と事務費、園舎修繕に大きく分かれるが、電気料については新しい園舎になった平成26年11月末の月額基本料金は28万8,000円であったものが、1月から年間の最大需要量をもとに計算する方式になり、基本料金が約10万円下がったので、1～3月分で約30万円が不用残となった。また、水道料金についても新園舎になって雨水を利用して流すトイレに変わり、水の効率がよくなったので、

26年度に比べて水道使用量が25%減り約40万円が削減された。さらに、プロパンガスについても、26年度に比べて使用料が半分程度になったので、40万円近く減額になった。そのほか、庁舎の修繕が見込みより25万円安くなったこともあり、約155万円の不用残となった。

(10月31日(月) 矢吹病院)

橋本徹委員

今後の課題として精神科医師が対前年比で2名減になったとの説明があったが、退職した理由は何か。

院長

一人は浜通り出身の女性医師である。家族が避難を余儀なくされ不安定な状況で、本人も精神状態が落ち込み精神疾患で休むことになり、復職できずにそのまま退職となった。もう一人は兵庫県出身の後期研修医である。実母が難しい病気にかかっていたが、長男なので母親の様子を見ながら地元で仕事をするとして退職となった。

橋本徹委員

精神科医師が2名減ったことで、病棟や外来患者数に対する適正な医師の配置はどのようになっているか。

院長

医師は何人いても困らない。当院は外来と病棟だけではなく、アウトリーチで地域に出て行く等の活動をしているので、大変忙しく5名ではとても回らない。同規模の単科の県立精神科病院を見ても、最低でも10名の精神科医師が必要になる。やりたいこともできず、5名で無理をしてやっていると、また誰かが病気になる。当直一つをとっても5人で回すと労働基準法に違反する。以前、指摘されたことがあったので、最低でも10名いないと当直は回らない状況である。

橋本徹委員

精神科医師は精神疾患の患者に対応するため、本人も精神的に参ってしまうとの話を聞くが、そのケアについては、どのような状況なのか。

院長

毎日顔を合わせているので、精神面の健康が心配なときには、声をかけるようにしている。体調が悪いときはかわったりしているが、何分仕事が山積みなので、心の中では何とか踏ん張ってほしいと思いながら、手伝えるところは手伝っている。1週間程度休む場合は肩がわりをしているが、先ほどの女性医師の退職の件は、勤務そのものよりも震災や放射能、家族の避難生活に基づくさまざまなストレスが複雑に重なったものだったので本人としてはここに残りがかったようである。特別、具体的なシステムはないが、院長として部下の健康に気を使って見るようにしている。

宮川政夫委員

平成16年の厚生労働省の精神保健医療福祉改革ビジョンによって、ケアの方向が入院中心から地域生活中心に変わったとのことだが、患者や家族、院長から見て、この改革がよかったと思うか。

また、昨年度も約6億円の赤字補填があったが、地域生活中心に移行したことで浮いたのか。

院長

国が患者を地域に戻す施策に力を入れているのは、医療費削減が目的の一つにあると思うが、それが出される前から当院では、20～30年入院し続けること自体が異常なことだと思っていたので、初代院長は民間病院が患者を閉じ込めて出さなかった時代に、既に公的病院として地域に患者を戻すため、地域の事業者と協力して組織を立ち上げ、住み込みで使ってもらおうようなことをやってきた。

以前からよくなった患者は速やかに地域に戻すべきと考えてきたので、国がこのような制度をつくったことは大変ありがたいが、まだ十分ではないので、国にはそれなりの支援をしてほしい。

国や県はかけ声だけかけて、患者が地域で安心して住めるシステムをつくっておらず、各病院の自助努力に任せていることが課題だと思う。よくなっても帰るところがなく、30年も病院にいて、「今さら帰っても仕方がないので、この病院で一生を終えても仕方がない。」となることは本当に切ない話である。

長期間入院した後に退院して地域に戻っても浦島太郎ではないが、忙しい世の中になじめず、困ったことも起きかねないので、家族を初め地域の代表者や保健所等の関係者に集まってもらって、入院中からケア会議と称する会議を開催し、地域で幸せに生きていくための最良法を検討し、アパートでの一人暮らしやグループホームでの生活をさせることにしている。何もせずに突然地域に出すのではなく、十分に協議した上で実施しており、退院後も訪問看護をしたり、保健所や市町村の保健師を派遣してもらするなど、再発することがないように一緒になってやっているのでも、余り大きな問題が起こることなく順調に地域に移行している。病状が悪い方は地域への移行が難しいので、皆を地域に出すわけではない。症状や地域の状況を見て、地域に移行した後も再入院とならないように訪問看護やアウトリーチで支えているので、人手や費用がかかり赤字が減らない状況になっている。

精神保健医療福祉改革ビジョンが発表され、地域移行、地域定着が進んで入院患者が減っているが、そのままにしていれば右肩下がりで患者は減り、雪だるま式に赤字はふえていく。過去最高の退院者を出しても、一方で過去最高の入院患者を受け入れていくことで数千万円程度の差はあるが、一般会計負担金は6～7億円の中で推移している。かつては入院患者を受け入れてこなかった親方日の丸的な病院であったが、高い診療報酬を手に入れるために管理体制をよくして原則患者を断らずに受け入れるように改革したので入院は右肩上がりとなっているが、並行して退院もふえており、それほど赤字はふえていない。何もしなければ患者がどんどん退院して30～40人まで減れば、当院は要らなくなるが、現在のところはそこまではいかず、何とか踏ん張っている状況である。

宮川政夫委員

私は県南地方の人間で、矢吹町にも親しい方がたくさんいて、この病院の話も聞いている。院長を初め努力して地域に貢献していることに感謝するとともに敬意を表したい。当院の課題は政治家の仕事でもあるのでしっかりと取り組んでいきたい。

吉田英策委員

政策医療を提供する意味で、精神科病院は大変苦勞している。収入を上げるためにさまざまな努力をしているが、一般会計からの繰り入れはここ数年でどのように変わったのか。

また、「第二次県立病院改革プランに対する平成27年度の取組状況」の14ページには、精神科病棟の入院料の比較が記載されているが、入院料の引き上げにつながるのか。あるいは、県負担の引き上げとなるのか。

院長

ことし2月まで実施していた精神病棟入院基本料は、1日1万1,700円、30日で30～40万円の支払いが生じ、それが病院の収入となっていたが、3月から新しく取得した入院料は、1日1万9,840円で、30日では50～60万円の支払いとなる

ので、月20万円程度の収入増となる。その3割を患者が負担するので、患者の負担はそれなりになるが、その分早くよくして退院させるので、長々と入院させて入院料を払い続けさせることがないようにしていく。

事務長

赤字補填の件については、「平成28年度病院概要」17ページに27年度の医業外収益の補助金・負担金7億4,227万円が掲載されているが、退職金の繰り入れ等も含まれているので実質的な赤字額とはならない。先ほど説明したとおり、26年度の赤字補填は約6億円、27年度は約6億2,600万円で人件費等の補助も含めて、これまでも6～7億円程度で推移している。この資料では実質的な赤字はわからないが、退職者が多い年度によって退職金の繰り入れが多くなるので、19年度や26年度の金額は高くなっている。

吉田英策委員

精神疾患になる子供が多く、児童思春期外来はこれから本当に大事で、働く方もストレスで病気にかかることが多いと聞いているので、精神科病院は必要である。入院患者の負担増は、さまざまな格差や貧困のもとで大変だと思う。患者一人一人の負担増にならない医療を我々も考えていかなければいけない。

坂本竜太郎委員

貴院は国の方針に先んじて伝統的に地域移行のあり方を追求し、大変な状況にあっても誇りをもって取り組んでおり、敬意を表する。地域移行が進めば進むほど外来が忙しくなって、医師の負担がふえ、定員増にするためには収益を上げなければいけない。収益を上げるために地域移行を達成して単価を上げて、入院を短期間にできるようにしているので、飛躍的な収益増は難しい。比率を変えても、どのラインまで行けばよいのか答えがあるわけではない。アウトリーチや地域の理解を得るための講演会等を実施しているが、時間や予算が伴う。そのために必要な費用と、それによって地域の理解が得られて外来につながる相関性や効果は、どうなのか。中長期的に見て医師に来てもらうための手だてにつなげていければと思うが、どうか。

院長

理解いただき感謝する。委員指摘のとおりバランスが非常に難しく、利益だけ追求していくのであれば県立でやっていく必要はない。我々の使命は、民間でできないことを踏ん張ってやっていくことだと考えている。やりたいことを病院局に説明して県に上げているが、最近では理解が得られて助かっている。講演会や研修会等、地域に対する啓蒙活動に臨時で予算をつけてもらい、微々たる金額であるが院長指導事業の予算を活用してシンポジウムを開催したり、予算の関係で年2回の発行となっている「彩雲」（矢吹病院地域連携誌）を発行したりしているので、それなりにPRの効果が上がってきている。

一生懸命患者を診てよくしていき、やがて患者が集まり医師もたくさんいるようになって活気のある病院になれば結果は出てくると考える。一般会計から6～7億円繰り入れている状況は申しわけないので、個人としては、医師がふえているとできればプラスマイナスゼロに近づけ、自分たちの給料を賄える状況にしたいと考えている。

渡部優生委員

人数が少なく多忙な中で頑張っていることに敬意を表したい。新患がふえているとのことであるが、現在は新患の申込みがあったらすぐに診られる状況なのか。2～3週間待ちの状況と聞いているが、どうか。

院長

委員指摘のとおり、4～5年前まではできれば断りたいと言う医師が結構いたので新患がとれなかったが、病院改革と同時にとにかく患者を断らないことにして、地域連携室を設置し、そこで診療や入院の要請を一手に受けて、各医師に有無を言わず分配している。最初のころは待ち時間はなかったが、私を含めても外来患者や外の仕事がふえて新患を診られない日がふえ、救急車に乗ってくるような緊急の場合を除いては約2～3週間待ちの状況となっている。

児童のほうは診療に時間がかかるので、さらに深刻である。新患は1日1人を診るのが精いっぱいであり、常勤で子供を診られる医師が2人いるが、週1回ずつであるため、週2回新患を診るのがやっとである。外部から月1回応援に来て3名の医師にそれぞれ振り分けても、平均で4～5か月待ちの状況になっている。全体的に児童を診られる病院と医師が少ないため、児童思春期の精神科医療を行っている県内病院のほとんどが数か月待ちが当たり前の状態になっている。

渡部優生委員

全国的にそのような傾向にあることは理解したが、早く診察を受けて適切な治療を受けたいのが患者の素直な気持ちだと思う。初診が受けられるまでの日数等を明らかにして、目標を立てて改善したほうがよい。そのために必要な医師を病院局に求めて改善していくべきである。理想とする医師数や初診までの受け入れ体制があると思う。ほかも同じなので仕方がないというのは患者にとって大変つらい状況になる。公立病院ならではの理想を追求して改善してほしいが、どうか。

院長

4～5か月待ちの状況が異常であることは強く認識しており、苦慮している。ただ、待ってもらっている間に何もしないわけではなく、当院の改善策の一つとして、治療に深くかかわる臨床心理士による面接を行っている。診断がつけば、医師の治療はそれほど難しくはなく、教育や療育、指導の分野では臨床心理士の方がはるかに有意義である。臨床心理士が途中で介入することで、受診をしなくても問題が解決する場合もある。

国内でも児童を診られる医師は一握りで、その医師を奪い合っている仕方がない。成人を診てきた医師が児童の診療に加わる取り組みをしている病院もあるため、当院でも検討していくこととしている。いないものは幾ら探しても出ないで、自前で育てるか対応できる範囲で短縮していきたい。

保護者は複数の病院に声をかけていて、診療待ちの状況を調べているので、数としては少ないが、短縮したところに行くようになって、イタチごっこのようなことが起きる。待機を減らすことに専念することへの不安もあるため、それも含めて考えていきたい。

渡部優生委員

資料を見ると、当院にはカウンセリングを専門とする方がいないようであるが、診察とカウンセリングを専門にそれぞれ別々に実施する病院もある。カウンセラーを配置して医師不足を補うことも考えられると思うが、どうか。

院長

「平成28年度病院概要」14ページに記載されている、定数3名、定数外1名、合計4名の心理判定員は、病名の診断に寄与する心理検査を行っており、個別カウンセリングや引きこもりの子供たちが集まり遊びながら成長を促していく集団カウンセリングを行っている。個別にカウンセリングが必要な場合には私も行うが、それらの手間暇がかかることを心理判定員に委託し、1～2か月で集中的にカウンセリングをしてもらっている。非常に時間がかかるとともに業務量が多過ぎて、この人数ではかわいそうで頼めない状況である。

医療相談員は、ソーシャルワーカーまたは精神保健福祉士と言われるが、入退院の調整や経済的な問題の助けになるなど、地域のさまざまな活動の支えになり、年金や手帳のもらい方などのシステムを紹介する等、細々とした生活に役立つ

仕事をしているが、4名しかいない。同規模の単科の県立精神科病院では、8名程度なので、その人数になればカウンセリング等にも対応できる。

幾つかの部署では非常に人手が足りないので、病人が出ないかと心配しながらやっている。

(11月 1日 (火) 県南地方振興局)

宮川政夫委員

当地方の産業振興のために各職員に尽力してもらい感謝する。2点聞く。

白河定住自立圏構想の動きと重なって大田原市を中心に同様の定住自立圏構想が動いているが、それらはどのような活動をしているのか。また、連携はしているのか。

次に、緊急雇用創出の補助金は所管する全市町村に補助しているようだが、各市町村からの要望額に対してほぼ満額を補助しているのか。

次長兼企画商工部長

県南地方管内では白河定住自立圏構想を組織している。また茨城県、栃木県の一部町村等と組織する八溝山周辺地域定住自立圏構想に、矢祭町、埴町、棚倉町が関与している。

まず、白河地方定住自立圏構想の進捗状況だが、管内全域で連携して婚活イベントに取り組む事業を実施している。婚活事業は町村ごとに取り組む場合もあるが、連携して取り組むことでより効果的に実施している。

また、八溝山周辺地域定住自立圏構想では、3県にまたがる町村が連携して観光、交流人口の拡大等の事業を実施している。今年度に入って構成町村で連携した広域の観光マップを作成して、例えば茨城県側から福島県の白河地方、栃木県的那須地方から白河というような県域間のルートを示している。

白河定住自立圏構想と八溝山周辺地域定住自立圏構想の連携については、全体としての連携は特段聞いていないが、3町が八溝山周辺地域で交流人口拡大に向けた取り組みをしていることを他の町村にも情報提供し、今後の取り組みの参考として活用している。

また、緊急雇用については資料25ページにあるが、事業内容に合わせて若干調整はあるものの、ほぼ満額支給している。

宮川政夫委員

緊急雇用については、市町村が10人必要だと言えば10人満額で出せるのか。補助率は10分の10なので要求が認められれば全額になると思うが、総枠が決められているため、ある町では20人要するのに10人分しか認められないような状況はあるか。

また、定住自立圏は立ち上がったのがほぼ同時期であり、連携してはどうかという思いがある。来年度以降インバウンドの推進として栃木、茨城との連携を図る事業も予定されているようなので、その意味で連携する努力があってもよいのではないか。

主幹兼企画商工部副部長

緊急雇用は国の基金事業で行っており県全体の枠がある。市町村からの要望全てというわけにはいかず、事業内容に合った必要最小限の人数で支給している。

局長

白河定住自立圏構想は昨年4月10日に白河市を中心に管内9市町村で立ち上げられ、実際に行っているのが資料23ペー

ジにある「ふれあいの場」創出事業という婚活事業である。委員指摘のとおり、八溝山周辺地域定住自立圏構想でも棚倉町等3町が栃木県、茨城県と連携していることもあり、県南地方だけではなく経済圏として見た場合、栃木県、茨城県と共通する土壌もあるため、連携できるところは連携できるように、県もオブザーバーとして事務局に入っているので要望を伝えていきたい。

坂本竜太郎委員

局長説明の地域経済・雇用対策で昨年の工場立地件数は12件とのことだが、これは新規か。

次長兼企画商工部長

新設と増設の合計である。

坂本竜太郎委員

津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金等を活用しているのか。

次長兼企画商工部長

委員指摘の補助金を活用して誘致した。

坂本竜太郎委員

局長説明の次にある産業サポート白河は主に人材育成であって、各種補助金や税制面での優遇等のメリットをPRするような企業誘致活動は担っていないのか。

次長兼企画商工部長

産業サポート白河でも各企業との相談でそういう話があれば振興局につないでいる。なお、各企業への補助金のPRは振興局の職員が管内の企業を定期的に訪問している中で企業の新設、増設の相談があればアドバイスを行っている。必要に応じて本庁とも連携している。

坂本竜太郎委員

首都圏に最も近いポテンシャルを生かしてとうたっておりうらやましい。私はいわき市であり、いわき市も近いが交通アクセスを考えると県南は首都圏だと思う。県外の有力な企業への売り込みはどの程度行っているか。

次長兼企画商工部長

県外については本庁で全国の企業を招いたセミナーやフォーラムを開催しており、その中で県南地方の優位性、首都圏からの近接性、交通網の整備が進んでいることをPRしている。振興局職員が県外に出向いた取り組みは行っていない。

主幹兼企画商工部副部長

東京ビッグサイトや東京国際フォーラムで全国の企業が集まる企業展示交流会が開催されており、そこに産業サポート白河が白河素形材ヴァレーという金属加工の企業の集まりなどと出展し取引拡大に努めている。

坂本竜太郎委員

直接ではなくてもサポート事業を活用した団体による間接的な効果もあると思う。ちなみに企業立地補助金を活用した

12件の工場立地により全体で何名の新規雇用が創出されたのか。

次長兼企画商工部長

345人である。

吉田英策委員

局長説明の1ページで、現在でも管内市町村で約400名が仮設住宅や借り上げ住宅で避難生活を余儀なくされているとのことだが、県としてのそういう方たちへの支援、市町村への支援、また住宅が再建できる展望はどうか。

次長兼企画商工部長

住宅の補償期間が切れることもあり、仮設住宅に入居している方に訪問活動を行っている。今後の生活のあり方、住居関係、悩み等を聞いてアドバイスできるところは情報提供している。困難な案件については本庁に上げて、本庁で対応している。

吉田英策委員

自主避難者への訪問だと思うが、地震によって住宅が倒壊する等の被害に遭った方への支援はどうか。

次長兼企画商工部長

復興公営住宅の建設を通じて今後の入居先の確保について連携して進めている。その情報提供についてもホームページで行っている。

渡部優生委員

サポート事業について県北の事案を踏まえて対策しているとのこと、これについては県北でも話を聞き、審査体制をしっかりと理解したので、それ以外の部分で聞く。サポート事業は3年間であり、基本的に使えるのは祭りであれば機材等に対する補助だと思うが、3年間の補助が切れたら終わってしまえば意味がない。サポート事業として支援した後の追跡、効果、事業の継続性へのフォローも必要ではないか。県としてどう考えるか。

次長兼企画商工部長

毎年実績報告書が上がってくるが、報告書を確認しながら今後の展開、翌年度もやるのかを見る。サポート事業の目的は、最大3年間面倒を見て、その後は自立して主体的に地域振興に貢献できる事業に育て上げていくことであり、その観点が強いため、3年が終わった時点で次年度の事業を実施しない場合には、翌年度にその後の展開について調査を行い、各事業者の相談を受けてアドバイスを行っている。

渡部優生委員

軌道に乗ろうというときに打ち切りとなるため、自立できるように、またサポート事業以外で支援できるものがあればアドバイス願う。

もう1点、局長説明で地方版総合戦略をことし3月までに国が求めており、管内9市町村でつくったとのことである。実際には今年度に入っての事業なので経過は来年度になるかもしれないが、「進捗状況をきめ細かく把握しながら」とあり、9市町村で国に申請し、採択になった件数はどのように把握しているか。

局長

地方創生交付金関連の事業は昨年度の基礎交付分から今年度の地方創生推進交付金の第1次分までで、管内9市町村で約7億4,000万円が採択されている。事業の具体的な中身は市町村と国が直接やり取りするため、我々は県の復興・総合計画課から情報を得ている。昨年度は市町村に集まってもらい、現在の進捗と今後どうするかを聞き、ことしも5月と10月に担当課長に集まってもらった。具体的に採択に至るまでのハードルが高いとの話もあるため、我々としてバックアップできるところがないかどうか、本庁につなぐべきものがないかどうか、市町村の状況をつぶさに確認できるよう努めている。

渡部優生委員

もしかしたら1つも採択されていない市町村があるかもしれない。そのぐらいハードルが高いと聞いている。100%来るものと思ったら実際は自治体の持ち出しが半分であったり、制度が厳しくなかなか国が当初思っていたようにいかないようなのでその辺も含めてサポート願う。

関連して、管内の特徴は、人口がふえている箇所と過疎化が進んでいる箇所との地域差を抱えていることではないか。人口がふえているのは西郷村、白河市の工業団地付近、減っているのは東白川郡であるが、ふえているところはふえているところの課題があるし、減っているところは地域振興をどうしていくかが振興局としての課題である。これをサポート事業や総合戦略を使って地域活性化を図っていく流れだと思うが、振興局として課題をどう認識して解決していこうと思っているか。

次長兼企画商工部長

東白川郡は人口減少の幅が県平均を大きく上回り、白河市、西白河郡は県平均よりも下回っている。やはり東白川郡の減少率が大きいと何とかなければならない。東白川郡は中山間地域であり共通の課題を市町村と連携して取り組むことが重要である。また、東白川郡を対象に過疎・中山間地域連携事業として7事業を実施して、てこ入れを図り、交流人口の拡大を含め、人口の大幅な減少を食い止めることも見据えながら事業を展開している。

星公正副委員長

(一社)産業サポート白河はどんな組織で、どのような人材育成をしているか。

次長兼企画商工部長

県南は高等教育機関や職業訓練機関に乏しく、産業人材の育成が求められていたことから、平成20年10月に設立し、21年4月1日から一般社団法人としてスタートした法人である。県のしらかわ産業人材育成支援事業により運営を補助している。

具体的な事業としてはものづくり講習会事業があり、各企業から要望を聞いて、企業単独では実施できない研修会や講習会を開催し、産業人材育成を図っている。また、しらかわ地域企業展示交流会を開催し、企業間のネットワークの構築を図っている。

局長

補足すると、しらかわ地域企業展示交流会の目的は、地元の中小企業が大手の企業と交流することで、技術力をPRする場を設けることである。もう一つは、高校生を交流会に招待し、企業のことを知ってもらって雇用につなげ、人材を地元に残すといったことである。振興局としても産業サポート白河の活動に対して支援をしている。

星公正副委員長

よい取り組みだと思う。私も帰るときによく白河インターからおりが、どんどん工場ができて、例えば白河オリンパス（株）ができた途端にあれだけの雇用が出た。今、西郷村や白河市の企業の求人には人材が集まっているか。ミスマッチや人が集まらないという相談はないか。

次長兼企画商工部長

企業によってはこのような職種の方が何人欲しいと明確に示す場合もある。そうなるとその資格、技術を持った方がどれだけいるかもあるので、職種により集まりにくいとの声がある。

（11月 1日（火） 県南農林事務所）

宮川政夫委員

当地方の農林業振興に尽力している職員に敬意を表する。当地方は商工系のほうが目立っているが、耕地面積から言うと農林業が基幹産業であることは言うまでもない。私の地元の東白川郡はほとんどが山林であり林業に関してもライズアップしてやらなければならないと考えている。

いろいろな補助金があるおかげで林業は少し勢いが出てきた感じがする。しかし、補助金なしではやっていけないのも事実である。新しい植林を計画的に行って循環型の森林整備を考えなくてはならないと思うが、それについて考えを聞く。

森林林業部長

東白川郡は森林が多く、戦後の拡大造林期に植栽され、林齢が50～60年という森林が大半である。現在間伐等を行って整備を進めているが、行く行くは皆伐し、農林家の所得に結びつけることが林業の最終的な目的である。しかしながら材価の低迷もあり、伐採した後の植林がなかなか進まない。これを何とか植林してもらい、森林資源を循環させ循環型社会の構築に持っていかなければならないのが今の林業界の大きな課題である。

また、材価の低迷により林家の意欲減退が進んでいる。この意欲をいかに向上させるかを含めて現在木材の新たな用途、バイオマスへの利用を盛んに行っており、ようやく芽吹いてきたところである。これがだんだん根づいてくれば循環を実感でき、林家の意欲と収入が少しずつ上がってきて造林へ目を向けてくれると思う。ただ補助なしでは造林はできない。現在、造林補助事業で補助しているが、さらに上積みするなり、利用する側の補助も一つの案だと思う。そのような仕組みを構築しながら森林整備を進め、よりよい循環型社会をつくっていきたい。

宮川政夫委員

説明のとおり木材の需要拡大から造林へつなげてほしい。

資料31ページの森林環境基金事業費の中にCLT等新技術導入実践事業とあるが、当初浜通りにCLTの製造工場をつくるような報道があり、よく聞けば実際の計画はないのにマスコミが勇み足で報道してしまったそうである。結果的には県外の工場に委託して今回復興住宅に使うとのことである。当該事業の内容について、説明願う。

また、71ページで埴町に3億2,000万円交付しているが、これは集積材やALCに対する補助か。

森林林業部長

CLT等新技術導入実践事業は、東京の大学で広報事業として木材を使ったエコハウスのコンテストを行いCLTを使った建物が入賞した。この建物を埴町に移築して気温等の変化を測定するため、東京から移築する経費、気候変動による気温、室温、湿度を調査する費用に対し、民間企業に補助している。

続いて71ページ39番、木材加工流通施設等整備事業の埴町への補助では、木材を乾燥するための乾燥機械を導入した。現在生木のまま家をつくることはほとんど行っていない。人工乾燥して狂いのない部材を使った住宅をつくるために乾燥機を導入したものである。CLTも乾燥が重要であり、乾燥機がないと何もつくれなくなっている。

吉田英策委員

所長説明に放射性物質吸収抑制対策があったが、中身を聞く。また、矢祭町で終了したとのことだが、今後どのようにほかの町村に普及させていくのか。

農業振興普及部長

資料42ページに福島県営農再開支援事業がある。3・11に原発が爆発し、放射性物質が田畑に降った。県南地域は浜通り等に比べれば放射線量は低いが、全量全袋検査を初めしっかりした吸収抑制対策をしなくてはならないので、市町村がJA等からカリ資材を購入し、農家に配って散布してもらう事業である。この事業は、前年度の全量全袋検査や緊急時モニタリング検査で基準値超過等の一定ラインを超えたところについては、翌年度もそのエリア全体にカリ資材をまいてもらう仕組みである。

管内では矢祭町が一番南ということもあって線量が低く、平成27年度は検査で数値が出なかったためいわゆるカリ卒(吸収抑制対策のためのカリウム肥料を施用しないこと)となった。鮫川村や泉崎村にもその状況が広がっており、28年産の全量全袋検査等で状況を見ながら来年度全く出ないような土壌をつくって検証し、カリ卒を広げていきたい。いずれにしても農家の対策が功を奏していると考えている。

吉田英策委員

カリ散布とのことだが、牧草にカリ過剰の影響が出ている。農家への指導はどうなっているか。

農業振興普及部長

牛への影響だが、管内では大きく分けて西郷村中心の酪農地帯と東白川郡中心の繁殖及び肉用牛地帯がある。影響が大きいのは酪農である。乳牛の場合はどうしてもたくさん生草を食べるため、県内各地でカリ過剰が問題になっている。ただ県南地域は非常に線量が低く、特に西郷村の草地においてはあらかじめ土壌分析して適正な量のカリを散布しているため、大きな問題にはなっていない。今後だんだん減っていくと思うが、我々としては酪農家の心配に応えるようなケアをしていきたい。

吉田英策委員

風評の払拭や後継者の育成、販路の拡大に力を尽くしていかなければならないが、資料24ページの担い手確保・経営強化支援事業で繰り越しになっている。事業の中身と繰り越しの理由を聞く。

農業振興普及部長

認定農業者等の個別の経営体に対してトラクター、コンバイン等の農業用機械導入を支援するものである。国の補正で追加したもので、機械メーカーにオーダーするものもあり、年度末までに納品できなかった。農家に使ってもらえるように、翌年度に繰り越して機械を納品してもらった。

橋本徹委員

所長説明にある「昨年度の新規就農者数は県内全体の約2割に当たる42名」について、この対策を聞く。

農業振興普及部長

新規就農者について、多様な担い手を確保するため、新しく農業を始める人へのしっかりしたケアに取り組んでいる。平成27年度の県全体では212名であったが、管内は42名で市町村数からすると一番多い。主な要因は農業法人等の雇用である。今、学校を卒業してすぐに家の農業を継ぐ方は余りいない。管内の農業生産法人も勢いのある法人が多いため、そのような法人や先進的な農業者のもとで勉強し、そこである程度経験を積んで家に戻る方が多い。先ほど説明したように国の青年就農給付金で年間最大150万円、最大5年間給付しており、この措置が大変大きい。そのようなケアを受けながら若い農業後継者がしっかりと自分の経営を身につけるように個別にケアしている。

もう一つ特に大きいのは4Hクラブ（農業青年クラブ）の存在である。農業者は一人で作業することが多く、隣の人との交流が少ない。管内では西白河地方と東白川地方にそれぞれ1つずつ農業青年クラブがあり、非常に活発である。自分たちでつくった農産物を首都圏や大阪に売りに行ったり、イベントに積極的に出たりしており、そういう仲間づくりが非常に功を奏していると思う。当所としては、若い職員を中心にそういう方々をケアしながら新規就農者の確保に努めたい。

橋本徹委員

前年度の人数とことしの取り組み状況を聞く。

農業振興普及部長

平成26年度は当管内で23名であり、通常は15～20名程度で推移している。

直近の28年度では17名である。これは前年度に法人雇用が多かったため、その反動と考えるが、当所では目標を15名と掲げており、おおむねそれを確保した状況である。今後も4Hクラブの活動などを積極的に支援しながら自信を持った経営につなげていけるようになりたい。

坂本竜太郎委員

新規就農者が42名、青年就農給付金は25件との説明だった。折しもきょうあすといわき市で東北農村青年会議が開かれているタイミングである。先ほどは農業生産法人でトレーニングすることが多いとの話だったが、給付金を受給された25名は個人経営か。実家であったり、他県から来て就農を目指す方と推測するが、その内訳を聞く。

農業振興普及部長

青年就農給付金は市町村認定の新規認定就農者に該当しなければならず、審査会で計画が認定されて初めて給付となる。ほとんど県内の方だが、最近の特徴として夫が全然違う職業をやっていて婿に入って妻が地元で家を継ぐ例もある。

一番のポイントは就農給付金が切れた後で、その後順調に農業経営が確立されているかということ、残念ながらそうではない方もいる。管内では園芸作物に従事する方が多いが、JAの部会や研究会に入って、給付が切れた後も周りの先進的な農家からケアしてもらって技術を磨いていくやり方を応援していきたい。子供も大きくなり教育費がかかる方もおり、早く農業で独立してしっかり経営をしていけるように応援したい。

坂本竜太郎委員

先ほど振興局でも企業立地の話をしたが、県南地域にはここだったら婿に来てよという優位性があると思う。県内でも実績を上げているとのことなので、いろいろな可能性を考えて取り組んでほしい。本当はこれがどのような流れで軌道に乗ったかという効果の検証もしたいが、時間の関係もあるため要望とする。

渡部優生委員

GAPについて、資料25ページにGAP導入支援普及活動推進事業、27ページにJAしらかわの導入とあるが、総括的に導入、定着に向けて平成27年度にどのような取り組みをしてきたか。

農業振興普及部長

GAPとはGood Agricultural Practice、農業生産工程管理の取り組み方法である。農家の場合毎日の記帳がなかなか難しいが、農薬の事故が起きたときに過去にどのようなものを散布していたか、どのような肥料をやっていたかを外部の方に検証して出さなければならないため、県として勧めている。東京オリンピック・パラリンピックで食材はある一定基準を満たしていないと使えないとの話もあるが、放射性物質の関係もあるため前向きに取り組んでいる。

管内ではJAしらかわ（現JA夢みなみ）が非常に意欲的である。トマトやキュウリも盛んだが、ブロッコリーは県の約9割を占めており、野菜農家が主体となって農薬の散布実績の記帳に組織的に取り組んでいる。あわせて今年度からJA東西しらかわも同様の取り組みを始めた。県内の1農林事務所管内で2つのJAに取り組んでいるのは当管内だけである。

また、園芸関係の普及指導員はマニュアルの策定を熱心に行っている。大変細かいマニュアルだが、その策定について職員が一戸一戸農家にわかりやすい言葉で支援している。行く行くはグローバルGAPの取得に向けて両JAや生産組合を応援していきたい。

渡部優生委員

熱意が伝わってきた。現場では県の後押しが一番力強いと思うので、今後もぜひ支援願う。

（11月 1日（火） 県南建設事務所）

星公正副委員長

昨日の県北建設事務所の審査において、提出を求めた資料を手元に配付してあるので、確認願う。

坂本竜太郎委員

概況説明で国道289号（甲子トンネル）の件があり、今後根本的な対策工事を行うと思うが、9回にわたる技術検討委員会を開催し、どのような要因が確認されたのか。

主幹兼企画管理部長

甲子トンネルについては平成23年度に路面の隆起が確認されて以来、9回の技術検討委員会を重ねてきた。隆起の主な原因は水分を含むと膨張する鉱物を含んだ地山であることが判明しているが、まだ隆起が続いている状態で、対応すべき応力について検討している段階である。学識者を入れて現場の監視等を続けながら来年度本格的な対策に向けて11月にも委員会を開催し、検討を進めていく計画であり、早急な復旧を図っていきたい。

坂本竜太郎委員

特殊な事情であり専門的な観点から検討する必要があると思う。今年度はまだ手をつけられないが、それまでにまた隆起した場合はその都度対応するのか。

主幹兼企画管理部長

現場にはカメラを設置し、計測計器も埋設しており随時はかっている。異状が確認された場合は安全・安心の確保のために応急的な復旧に努めていきたい。

坂本竜太郎委員

県内のほかの地区でこのような現象が起こらないとも限らない。詳細な検証をして一つのあり方を確立してほしい。

星公正副委員長

関連して聞く。あれから5年半だが、影響は下の路盤だけであって周りは大丈夫なのか。

主幹兼企画管理部長

下郷町側から約1.7Kmの区間で、400mにわたって隆起が発生しているが、ボーリング調査等で土質の分布を調べたところトンネル全体を巻き込むような形で膨張性鉱物が確認されている。ただトンネルの構造特性上、アーチアクションによって下のほうに応力が集中し、路面隆起が生じているため、そのような応力分布に適切に対応した対策を現在検討している。

星公正副委員長

アンカーボルトやロックボルトの対応をしているようだが、それでもとまらないのか。

主幹兼企画管理部長

昨年度試験施工としてインバートというトンネルの下の盤について約6mの区間を復旧した。ロックボルト等も打っており、少し減ってはきたもののまだ隆起が続いている。

宮川政夫委員

最近、管内9市町村の要望活動を行い首長や担当者から話を聞いたが、8割は道路の改修要望等であった。当所の業務量は多いと思うが、可能な限り要望に対応してもらっていることに感謝する。幾らやっても次から次へと要望が上がってくるのが現実だし、所長等と整備促進のための期成同盟会などに同席しているが、まだまだ要望箇所が多いと思うので引き続き改良に向けて尽力願う。

概況説明の中で減災のために土砂災害基礎調査を行ったとのことでは半分以上終わっているが、今後どのように反映させていくのか。市町村に注意喚起とあるが、それだけではなく一歩進んで減災のための施策を進めていくのか。

事業部長

土砂災害基礎調査については全体の67%が終了している。まず、終了した箇所について市町村に知らせ、県のホームページで危険箇所を周知している。698カ所のうち605カ所が公表済みである。残りの93カ所についても速やかに公表すべく事務作業を進めている。まず、危険箇所を知ってもらい住民の避難行動に役立ててもらおうこと、市町村が避難を呼びかける際の参考にしてもらおうことである。

さらに、危険区域として指定をしていきたい。これについては住民に知ってもらうために市町村への説明会を行っている。現在698カ所のうち485カ所について説明会を行っている。また、区域指定には市町村長の同意が必要であるため同意をもらう作業を進めている。ハード整備には時間と予算がかかるため、まずはソフト対策に取り組んでいる。

宮川政夫委員

これだけの箇所数なので減災の立場からそういうことが大切だと思う。605カ所の中で緊急性があり、被害が想定できる所はあったのか。

事業部長

調査を終えた箇所にはイエローゾーンとレッドゾーンがあるが、レッドゾーンは土砂の影響により家屋が壊れるもので、イエローゾーンは家屋までは壊れないものである。698カ所全てがイエローゾーンに該当した。

吉田英策委員

関連して聞く。土砂災害基礎調査は平成14年度から調査を行っており、67%ではおこなわれていると思う。1,040カ所について今後どのようなペースで調査を進めていくのか。完了の見込みはいつか。

事業部長

今年度大分予算配分をもらったため、見通しとしては来年度で全1,040カ所が完了する。

吉田英策委員

予算を伴う事業なので我々県会議員が果たす役割は大きいと思う。土砂災害については緊急性を要するためしっかりした対策が必要だと思う。

資料19ページの収入証紙の状況だが、建設業許可手数料が前年度と比べて倍ほどになっている。許可を出す建設業者がふえているのか。

次長兼総務部長

建設業許可の申請状況だが、平成27年度と震災前の件数を比べると大体震災前まで戻っている。27年度は163件で22年度の179件と同程度である。

吉田英策委員

業者がふえているわけではないのか。

次長兼総務部長

前年度に比べると確かに多いが、申請には許可の更新も含まれている。許可期間が複数年のため何年度に更新時期が来るかによってばらつきがあり、単純に比較はできない。

坂本竜太郎委員

概況説明にある鮫川の河川改良はどのようなものか。

事業部長

平成10年の豪雨の際に増水して周りの人家と農耕地が浸水被害を受けた。これについて河川を拡幅する計画を立てて測量、用地取得を行い、21年に事業に着手した結果、27年に工事を完了した。工事は拡幅と護岸工を行っている。

坂本竜太郎委員

私が住んでいるのは河口の目の前である。河口付近は津波対策でようやくかさ上げが始まったが、ほどよい貯水というか流域でのバランスのよい一体的な整備を願う。「ハードとソフトの整備」とあるがソフトが大事だと思う。これだけ立派になったから大丈夫だろうという油断が危ない。こういう整備がなされたときこそ防災意識を高めなければならない。我々も新しい観点を持ちながら県民の防災意識を高めなければならないので大きな意味で聞いた。よろしく願う。

橋本徹委員

概況説明の4つ目「安全で安心できる歩行空間の確保」で、事故が多発している国道349号の工事に着手したとのことだが、このような要望がある箇所はたくさんあると思う。ここになった経緯とこのほかにどのような実績があるのかを聞く。

5つ目の復興公営住宅について、地盤の問題などで整備がおくれている団地もあると聞いている。避難者の住宅の確保は最優先にすべき問題であり、仮設住宅が1年延長になったとしても、安心できる住みかが欲しいのは共通の願いだと思う。鬼越地区と白坂地区は当初の予定どおりであったのか。

事業部長

歩行空間の確保について、県南管内では震災以降大型交通がふえ、歩行者の安全確保が緊急の課題となっており市町村からも多くの要望をもらっていた。その要望に応えるべく、ここに挙げた下関工区以外についてもそれぞれの交通安全プログラムに基づいて緊急箇所を見定めながら順次整備を進めている。今後とも整備を促進していきたい。

主幹兼建築住宅部長

復興公営住宅については、当初、鬼越地区に40戸整備する予定であった。しかしボーリング調査のデータから、地盤が軟弱であることがわかり、その対策として鬼越地区に28戸、新たに土地を取得した白坂地区に12戸の合計40戸を建設する計画に見直すこととなった。その結果、設計の完了が約半年おくれたが、その後、本年2月に造成工事に着手し、11月28日までの工期に予定どおり完了する見通しである。

星公正副委員長

土地取得事業特別会計について、売り払いは要らない用地を買ってしまったのか、取得した用地が余ったのか。内容を聞く。

次長兼総務部長

資料16ページの歳入だが、白河駅白坂線に関連して地権者が代替地として県有地を希望したため、これに伴う県有地の売却が財産管理部門との間で発生した。

星公正委員

それは特別会計に入ってくるのか。

次長兼総務部長

そのとおりである。

渡部優生委員

資料33ページの空き家・ふるさと復興支援事業が5件出ているが、募集を受けた全てを採択したのか。

主幹兼建築住宅部長

交付申請があった全てについて交付している。

渡部優生委員

ほかにはなかったのか。募集を5件としたから5件だけだったのか。

主幹兼建築住宅部長

委員指摘のとおり募集が5件だけであり、それ以外に申請はなかった。

渡部優生委員

仮に10件来たら10件という可能性もあったのか。

主幹兼建築住宅部長

本庁に照会しながらにはなるが、予算の範囲内であれば全てに対応する。

渡部優生委員

この事業は被災者の住宅確保と空き家地帯の改善の一石二鳥となる非常によい事業だと思う。応募があれば可能な限り希望に応えることが必要である。現場で実際に受け付けている担当でなければわからないため、実際に5件以上応募があった場合は補正を組んででも対応することが大事である。ぜひ現場の実態を本庁に上げてほしいが、どうか。

主幹兼建築住宅部長

委員の意見も踏まえて本庁とも対応を協議していきたい。

(11月 1日(火) 県中保健福祉事務所)

宮川政夫委員

資料53ページに記載の開所する予定だったファミリーホームとは、どこの施設か。

健康福祉部長

郡山市亀田に予定したものである。

宮川政夫委員

資料3ページ、児童福祉施設入所負担金の収入未済は何名分か。

健康福祉部長

98名である。

宮川政夫委員

入所の際に負担金を支払う必要があるとは知らなかった。虐待のため強制的に児童相談所が保護をして入所するなど、親が望まない場合があると思うが、その入所費はどう扱うのか。

健康福祉部長

入所費負担金は保護者の所得に応じて金額が決まっており、生活保護世帯や市町村民税非課税世帯の母子家庭、障がい者のいる家庭などについては0円である。また市町村民税非課税世帯については一律月2,200円の負担を求めている。

宮川政夫委員

資料7ページの扶助費でファミリーホームの未開所と定員が下回ったとのことで不用額が発生しているが、定員が下回ったのは施設の受け入れに対して入る予定だった人が入らなかったためか。それとも児童相談所にそういった案件がなかったから予定した人数を下回ったのか。

健康福祉部長

入る方が少なかったということである。

宮川政夫委員

職員の人数が足りなくて、求められても受け入れできない事例もあったと思うが、平成27年度にそのようなことはなかったか。

健康福祉部長

職員が不足して受け入れられないことはなかった。

宮川政夫委員

「障がい」の書き方について、今は「害」という字を余り使わないと聞くが、資料21ページの「特別障害者手当等費」では使用している。意識的に使っているのか。以前聞いたところでは国の事業であえて使っているものもあるとのことだが、どうか。

健康福祉部長

国の事業名がそうになっているためそのまま使っている。

坂本竜太郎委員

資料37ページ、薬事監視指導で違反件数が69件とあるが、どのようなものか。

生活衛生部長

薬事監視指導は、医薬品製造業者や医薬品販売業者等に対する指導を行ったものである。違反件数69件の内訳だが、毒物劇物の保管管理、譲渡手続、薬剤師等の従事者の充足状況といった施設や人的部分に対する違反である。

坂本竜太郎委員

個人の事業者などはあなあな部分もあると思うが、県としては創薬産業に力を入れているやさきであり、県民にとつ

てはかかりつけ薬剤師の取り組みもある中、平成27年度の監視指導体制が発揮された数字であるので、今後も県の目指す方向性を踏まえて指導監視してもらいたい。

吉田英策委員

概況説明について2点聞く。自殺予防対策の強化について具体的にどのように進めているのか。件数はふえているのか。医療提供体制に対する協議を行っているとのことだが、今医師が不足しており十分な医療が提供できない事例がある。どのような協議をしているか。

健康福祉部長

県中管内の自殺者数の推移は、平成26年は61名、震災当時の23年は69名、24年は58名、25年は58名となっており、徐々に減少しているものの今後の推移は読み取れない。自殺の原因は健康問題、特に鬱病が問題になっている。当所は鬱病患者の家族教室や心の健康相談等を積極的に行っている。また、多くの方に知ってもらい予防してもらうために、一般住民にも自殺予防セミナーを開催している。さらに管内市町村と連携しながら街頭キャンペーンにより普及啓発に努めている。

所長

地域医療構想だが、高齢者の医療需要が増大する2025年に向けて、医療体制の手直しを図っていかねばならないことから策定が求められている。当所では県中地域における課題、方向性の検討を行った。

県中地域は郡山市に大規模な病院があり、全体としては医療需要に対して充足していると言われているが、市部の周辺町村には病院がなく、住んでいる方の高齢化が進んでおり、病院はこれ以上ふやせないが患者はふえる。あふれた分は在宅で診てもらわなければならないため、在宅医療を充実しながら医療機関との連携のもと進めようとしているが、郡山市や須賀川市の市部はそれで何とかなるものの、町村は悩ましく、協議を進めてもなかなか妙案は出ずに皆で状況を確認した。県も市町村と一緒に進めていかねばならず、大きな問題である。

橋本徹委員

自殺の件で聞く。資料29ページの自殺対策緊急強化基金は何をもって緊急という言葉が入っているのか。また、先ほど自殺者の推移を聞いたが、年齢や男女別ではどうか。県中管内の特徴はあるか。

健康福祉部長

自殺者の男女比は、男性が圧倒的に多く、先ほどの人口動態の統計と若干違うが、平成26年の警察庁の統計によれば64名で、男性53名、女性11名である。年代別で最も多いのは50代で、続いて30代、80代の順になっている。

管内の特色については特に調査しておらず、把握していない。

また、自殺対策緊急強化基金は、自殺がふえており国で緊急に対策を講じなければならないとこのように事業名がつけられた。

橋本徹委員

自分はことし41歳になるが、身近なところで大学の同級生で県職員が2人、一つ下の警察官が1人、最近も5月に同級生が1人自殺している。自分は生きていれば何とかかなると言い聞かせて生きているが、自殺にはなかなか特効薬がないため、地道な活動を続けてもらいたい。要望である。

次に、資料24ページの児童養護施設の関連で、保護者のいない子供の助けになるためにこのような施設があることは知っているが、特別養子縁組の取り組みはあるか。

健康福祉部長

当所では事例がないが、児童相談所が担当していると聞いている。

渡部優生委員

資料 8 ページの生活保護の関係で、平成27年度の生活保護の推移はどういう状況だったか。

健康福祉部長

平成27年度の生活保護は327世帯であった。26年度は335世帯だったため、8世帯減少している。ピークが23年度の394世帯で、それから年々減少傾向にある。

渡部優生委員

減少しているのはよいことだが、原因は何か。審査が厳しくなっているのか。

健康福祉部長

震災後、雇用が改善して、就労し自立に結びついたため減少していると考ええる。

渡部優生委員

市町村と県が連携して役割分担していると思うが、県はどういう役割でかかわっているのか。

健康福祉部長

適正な生活保護の受給のため、開始する前に必要な調査を県が主体となって行う。その際課税や収入、家族、親戚の状況を調べるのに市町村の協力を得ている。また、保護開始になった場合は県が主体で定期的に訪問を行っているが、中には問題を起すケースもあるため、そういう場合は市町村の職員と連携して訪問する場合もある。

渡部優生委員

生活の再建に向けて支援し、生活保護から抜け出してもらい取り組みが必要であるが、県としてはどのようにサポートしているのか。

健康福祉部長

当所には就労支援員がいる。平成27年度はその対象である就労に結びつくであろう方が27名おり、ハローワークと連携しながら支援員が家庭訪問したり、相談を受け、職場に一緒に行くなど積極的にかかわっている。その中で就労に結びついた方は16名であった。

星公正副委員長

資料25ページで新規申請件数が55件、廃止件数が50件となっているが、この50件は就労に結びついているものが多いのか。それともほかの要因があるのか。

健康福祉部長

50件のうち主な理由は亡くなったもので23件、就労に結びついて増収になったものが9件である。

橋本徹委員

資料53ページの3「職員の負担や健康に配慮しながら迅速な業務の執行に努める」に対する処理状況で「事務事業の平準化と効率化に取り組む」とのことだが、残業時間や休日出勤が減ったなど見える成果はあったか。

副所長兼総務企画部長

当所は精神保健衛生法第23条の通報を受けることや、感染症対策に24時間体制で対応することがあり、超過勤務時間について一概に言えない事情がある。ただ全庁的に超過勤務の縮減、ワーク・ライフ・バランスの充実を進めており、当所でも進めてはいるが、業務がハードなこともあり、直接超過勤務の縮減にはつながっていない。

橋本徹委員

母親が保健師であり、子供のころは母親の料理を週末しか食べた記憶がない。いつも夜遅く山のような書類を抱えて帰り、こたつで仕事をしていた。精神衛生を指導する方がくたびれてはどうしようもないので、職員の健康増進を図ってほしい。

坂本竜太郎委員

資料21ページの重度心身障がい者対策費について、市町村の内訳は42ページに記載されていると思うが、重度心身障がい者医療費補助、在宅重度障がい者対策事業補助、人工透析患者通院交通費補助のジャンルごとの内訳や重複は集計しているか。

健康福祉部長

集計している。

坂本竜太郎委員

先ほど地域医療構想で市部と町村の格差を調整するのが課題だとの話があり、先日の報道では地域医療構想の病床数は人口動態統計に基づいたもので、削減ありきとの見解も聞いた。それは一つの方向であるが、調整会議で綿密に打ち合わせしながら、地域包括ケアシステムを進めていく中で、介護が必要な方は交通費の必要性が高まるなど、これから出てくることを見越して総合的に詰める必要がある。今述べた3つの傾向があればその辺の構築に資するものがあるのではないかと思う。たまたま決算額が予算より少なくて済んだが、検証する余地があると思うので、よろしく願う。

(11月 1日 (火) テクノアカデミー郡山)

吉田英策委員

資料3ページ、テクノアカデミー費の報償費は、学生が就職した会社に支給するものと理解したが、相手先は何社で1件当たり幾らだったのか。

校長

離職者等訓練事業費は19社に委託しており、1社当たりの金額は受講者数によってばらつきがある。1コース当たり定員20名程度で埋まる場合と埋まらない場合がある。

吉田英策委員

報償費が卒業した学生の就職率に影響しているのか。

校長

報償費については、ハローワークを通した求職者のための訓練を離職者訓練と言うが、その訓練後の就職率に応じて支払う経費である。委員の指摘は学生の就職関係だと思うが、企業へ報償費を支払うことはない。

吉田英策委員

今内定率が高いが、いざ就職しても離職率が高いことが問題になっている。当校から就職した方の離職率は調べているか。

主幹兼副校長

平成23年度卒業生の3年経過後の定着率だが、27年3月31日現在で精密機械工学科100%、組込技術工学科72.4%、建築科77.8%で、3科合わせて81.3%である。

吉田英策委員

引き続き人材を輩出するために奮闘願う。ミスマッチや企業での人材育成の問題等いろいろあると思うが、就職を求める若い方が長く働き続けられるような指導を願う。

渡部優生委員

本県のものづくり産業の人材育成において必要な事業をやっていると思う。定員に満たないことが残念であるが、近年はこのような傾向なのか。

校長

平成27、28年度入学生が特に顕著である。定員に対して27年度生が77%、28年度生が74%、26年度生は94%となっている。

渡部優生委員

さまざまな要因があると思うので定員以上に応募される取り組みを願いたい。学校だけではできないこともあり、知名度の面や、就職率などトータルで底上げをしなければならない。それらの取り組みについて学校としてはどう考えるか。

校長

学生募集の強化について、4月から学校全体で改めてどのような方策があるのか整理して取り組んでいる。特に本校の強みをPRするため、例えば就職率が100%であること、実験、実習を重視していること、少人数制、ロボット、医療等の新技術への対応も積極的にアピールしていきたい。

また、高校訪問の強化については私と副校長も出かけてPRしているほか、オープンキャンパスや学校祭も充実させている。さらにホームページやフェイスブックの充実については、今まではばらばらにやっていたものを統合して授業の様子やイベントの紹介などのタイムリーな情報を出す工夫もしている。さらに県政広報番組での紹介、ビッグパレットでものづくりフェアやおおりのやま産業博等イベントがある際は必ず出展して本校をPRするなど、あらゆる機会を捉えて活動している。

渡部優生委員

ここは余り立地条件がよいとは言えないが、通学はバイクや車でも可能なのか。ほとんど18歳以上で免許が取れる年齢だと思うが、場所が場所だけに電車に来るわけにもいかないし、配慮が必要ではないか。

校長

県下全域から集まっており、寮はあるが通える学生は通っている。自動車、バイク通学は結構おり、電車通学もいる。自動車等は交通事故を起こさないように個別に注意したり、年2回警察に安全講話をしてもらっている。

坂本竜太郎委員

概況説明で離職者等再就職訓練の受講者が838名で修了者676名とあった。これは研修途中で就職先が決まるなど前向きな意味で修了まで至らずに済んでしまったケースなのか、悲観的に言えば途中でギブアップしてしまったのか。どのような傾向があるのか。

主幹兼副校長

受講者のうち約8.7%が中途退校しているが、このうち6割が就職が決まったもので、それ以外は体調不良、経済的理由、家族の介護などによる。

坂本竜太郎委員

複合的な要因もあるかもしれない。体調不良の中身も、悲観してしまったり、疲れてしまったりといろいろあると思うが、その辺が離職率につながってくるのではないか。昨年の決算審査特別委員会の意見に対する処理状況の中に県内「全ての高等教育機関」という表現があり、こちらも高等教育機関という位置づけならば、技術を習得しながらもメンタル面で自信を持ち、チームワークや人間関係の向上を図るといった部分にも力を注ぐことによって、職に対する意識の向上が図られる。それがかなって初めてよい効果につながると強く思う。この数字は生のものなので活用すべきである。

さらに成長産業等人材育成事業ということで、県で力を入れている医療関連産業、ロボット産業に対応したカリキュラムを始めたことはすばらしいが、具体的にどのようなことを始めたのか。

校長

定着率を高めるためにメンタル面を鍛える点だが、少人数教育であるため一人一人の学生の個性を把握しながら教官が状況に応じて指導し、また、卒業研究を深めることによってしっかりした技術を身につけさせることに配慮しながら、就職しても職業人としてスムーズに自立できるように指導している。

医療関連については、関節や補聴器等、人によって異なる複雑な形状を試作できる3Dスキャナー等を使ってそのような分野に対応できるようにしている。ロボットについてはキャタピラー型ロボット、簡単な会話のできるロボット、ドローン等を導入し、遠隔制御技術や自立制御技術について実習機器を使いながら教えている。

坂本竜太郎委員

そのようなことの修得が自信やメンタル面の向上につながるため、どんどん進めてほしい。

橋本徹委員

資料8ページ、テクノセミナーの計画は21コース150名で、実績が19コースで受講者289名、修了者265名となっている

が、計画よりもふえているのか。また、ふえているならば決算額と予算額が同額なのはなぜか。

校長

テクノセミナーは企業の在職者に対して訓練を行うもので、事業計画は予算上の計画である。企業の要望を聞きながら実際にコースを設定するが、特にオーダーメイドというのは企業の要望に応じて3Dプリンターや3Dスキャナーを使うコースで要望が多ければコースがふえる。テクノセミナーの受講者については毎年ふえている。

セミナーでは本校の設備を使い、主に本校の先生が講師を務めているため経費は余りかかっていない。予算額と決算額が一致しているのは一度本庁で引き上げているためである。

星公正副委員長

ハイテクプラザとの交流について、郡山市に立派な施設があるが、交流はあくまでも人事交流だけか。それとも生徒も行って設備を使って研修するのか。

また、テクノセミナー開催に係る一般企業への広報はどのような形で行っているか。

校長

ハイテクプラザとは先生が1名ずつ交流しており、また学生が2年課程のうち1回は訪問し学習している。

テクノセミナーについてはホームページを中心に広報し、チラシもつくっている。

星公正副委員長

ハイテクプラザについては、あれだけの設備があるので、最先端の設備を使って学生に興味を持たせるなど、ぜひ役立ててほしい。

(11月 2日(水) 県中地方振興局)

宮川政夫委員

緊急雇用創出事業でさまざまな事業に補助しているが、実際現場の事情を伺ってみると、教育関係で支援員をふやしたところ大変効果があり、引き続きやりたいけれど補助金がないと続けられないと聞いている。国庫なのでいつまでもというわけにはいかないと思うが県としてはどのようにフォローアップしていくのか。平成27年度もこの事業で雇用があったが、これがなくなると雇用し切れない、または市町村単独の予算で支援を続けなければならないというジレンマを抱えているとの声があるため、意見を聞く。

次に、小規模事業経営支援事業の経営改善普及事業で商工会に補助しているが、融資関係の利子補填等で使われるのか。また補助率10分の10なのに満額でない理由は何か。

企画商工部長

緊急雇用創出事業は国が財源を出して積み立てた基金で運用しており、今年度が最後と聞いている。雇用創出については、ハローワーク郡山によれば有効求人倍率が直近で1.48倍と人材が比較的足りている地域であるが、実際の現場では例えば学校での教育支援などは必要な事業だと思う。基金がなくなったらそれで終わりではなく、引き続き別な制度でもよいので何か継続するような手を打ってほしいと本庁に言っている。

小規模事業経営支援事業の商工会への支援だが、基本的には事務局長の設置費や経営指導員が中小企業の経営相談に乗る際の経費等の事務経費を補助対象としている。制度融資については別のところが行っており商工会ではそこにつなぐ作

業をしている。

また事業費に差額が出るのは、対象経費以外の費用が事業費に含まれているためである。

吉田英策委員

資料3ページの事業税と不動産取得税の未収の中身を聞く。

また資料45ページの旅券の申請件数と交付件数に大分差があるため内容を聞く。

県税部長

事業税の収入未済額の主なものだが、法人や所得税関係で過去何年分もの申告漏れが調査してわかったものであり、滞納が発生した時点では所得も財産もなく、徴収が困難な高額案件が多くなっている。

不動産取得税は大きなゴルフ場を取得してすぐ売買し、滞納が発生した時点で財産も会社もないような徴収困難なものが多い。

県民環境部長

旅券については、申請と交付で1,000件近く差がある。これは年度末時点での累計で、出先のパスポートコーナーで受け付けした件数であり、受け付けして交付するまでに8日間かかる。パスポートは県中だけではなく、ほかの振興局でも申請、受領ができる。福島市のパスポートセンターでは5日で交付されるので、県中管内の方が急ぎの場合、県中で申請して福島で受領することがある。また交付までの日数により年度末にずれが生じるため、1,000件が不交付になったわけではない。

吉田英策委員

未収額は今の不況の影響で経営が大変なのか、そもそも悪質な事例だったのか。

県税部長

復興需要で景気は伸びているが、収入未済はかなり滞納処分を実施し、平成27年度は約6,000万円圧縮している。不動産についてはホテル等を取得してすぐ売買し、会社もないなど計画的なものもある。ほかに滞納額が大きいのは個人県民税や自動車税だが、以前から生活状況が厳しい方はおり、分納を申し出るなど誠意ある納付をしてくれる方もいる。全体が悪質ではない。

渡部優生委員

サポート事業の審査体制について、申請段階、承認して実行した段階、終了してからの実績報告の一連の審査方法について具体的に聞く。県が直接受けて審査するのか、市町村を経由して審査し、県で再度審査しているのか。

企画商工部長

サポート事業の一般枠については、まず説明会と地域づくり団体の交流会を行って来年度に向けて準備してもらい、4月1日からスタートできるように新年度予算が議決した後すぐに募集を開始する。申請は市町村経由で出してもらいが、まず振興局に来てもらって話を聞く。申請事業費がサポート事業の対象経費となっているか、また団体の意気込みや先進性等いろいろな観点からチェックし、振興局に設置している振興政策会議にかけて決定している。

経費は申請書の段階でチェックし、事業実施段階では極力我々が現場に行って実施状況を確認している。事業が重なったりするとかけ持ちになることもあるが、基本的には顔を出すことを前提としている。数年前までは夏場の事業で事業期

間を3月31日までと設定されると実績報告が遅くなってしまうことがあったが、ここ2年は事業が終わったらすぐに実績報告を出してもらっている。実績報告が出てくると費用がそれほどかからなかったケースもあるので、その分を新たな財源としてほかの団体に回すことができる。そのためできるだけ早く実績報告を出してもらい、引き上げるものは引き上げる、支払うものは早く支払うという手続を進めている。

サポート事業は3年たったら終わるため、3年で自立する視点でチェックするが、地域でやる気のある団体を支援することもこの事業の大きな役割と認識しているため、できるだけ相手がやる気をなくさないように、一緒に事業をつくる姿勢で最初のヒアリングを行っている。

渡部優生委員

最終的には自立することが好ましいが、3年の支援が切れた後どうしてよいかわからないとか、延長してもらえないか、ほかの制度がないかという相談を受ける。なかなか難しいと答えてはいるが、県でも3年かけて自立できるよういろいろな面でサポートすることが大事である。

審査について計画段階では市町村を経由するとのことだが、終わった段階でも市町村で一度チェックして、県でもチェックするのか。

企画商工部長

市町村には最初の段階でまとめてもらうが、申請後は振興局が直接団体と連絡をとっている。最終的には実績報告をもらって振興局で額の確定をする。

前段の3年で終わる件だが、継続的に動向調査を行っている。平成26年度に補助金を受けていて27年度から補助金が切れた団体では7団体のうち6団体が継続しており、継続率が85%である。補助金が切れて2年たった団体でも86%、3年たつと若干減って68%だが、大半の団体は補助金がなくても継続している。

また地域連携室という出先機関を横でつなぐ組織があり、そこを通じて市町村から相談を受けるが、サポート事業に該当しなくても国の制度や外郭団体の制度を探して紹介するなど、意欲のある団体にはできるだけ寄り添った対応をしたい。

遊佐久男委員

サポート事業の申請から交付決定まで急いでやってもらっているが、変更申請で3月31日というのは事業執行上どうなのか。

企画商工部長

ケースによってはぎりぎりまで精算業務が進まず、こちらから何度も催促してやっと固まるものもある。そこは改善していきたい。

遊佐久男委員

補助金を適正に執行してもらって観点から十分注意して指導願う。

資料33ページの活力ある商店街支援事業で15件補助しており、空き店舗を活用する事業だと思うが、補助が終わってからの定着率はどう捉えているか。

企画商工部長

中心市街地等でシャッターがおりているところに新規出店したい方を支援する事業であり、1、2、3年目と補助率がだんだん下がる仕組みになっている。市町村も同額を補助する条件の家賃補助であり、最初は設備投資がかかるが補助率

をだんだん下げ、ソフトランディングして最終的には自分で運営していくというものである。そのため、サポート事業のようにいろいろな方から協賛をもらい大きなイベントをやるというよりは、イニシャルコストを安くすることによりランニングコストを稼いで商店街に定着してもらう制度であり、3年で終了するのが妥当と考えている。

遊佐久男委員

3年以降、そこに定着して営業しているかの調査はしているか。

企画商工部長

業務としては調査していない。場所は把握しており、観光関係で地域の施設等にたびたび行くことがあるが、感觸的にはその後閉店したとの話は余り聞いていない。

坂本竜太郎委員

概況説明で立地企業のフォローアップをしているとのことなので、空き店舗を活用する事業についてもぜひ追跡してほしい。その定着度合いが雇用面のフォローアップにもつながると思う。

管内の経済状況を踏まえての取り組みと実績について聞く。概況説明で企業誘致に熱心に取り組んだ旨説明があったが、県中地区は福島県のかなめで産業技術総合研究所もあればふくしま医療機器開発支援センターもあり、そういう部分を意識した企業誘致活動として、県内のみならず県外の世界的に有名な企業に対しての働きかけ、調査をどのように行ってきたか。平成27年度は特に大事な年度だったと思うが、どうか。

企画商工部長

東京や関西へ出向き企業を誘致するのは、本庁の仕事である。情報を察知した他県にとられないように秘密裏に動いているため、我々もどの会社と交渉しているのかわからない。

振興局では来る企業を訪問して事業や社員確保の状況を聞いたり、現状や課題を把握しながら、あわせて再生可能エネルギー、航空宇宙産業、医療機器産業といった県で進めている産業を紹介して参入意欲を確認し、可能性があればマッチングにつなげていくスタンスである。

そのため、今県中地区に来ている企業がほかに行かないようにケアすることと、管内の中小企業が持っている技術が例えば航空宇宙産業に使えるかもしれないといった場合の橋渡しが我々の仕事である。委員指摘のとおりもっと取り組んでいきたい。

坂本竜太郎委員

県中地区にある技術や人材を本庁や各事務所と密に連携して、県内でも有利な県中の魅力を発揮してほしい。

また緊急雇用創出事業で離職を余儀なくされた方が対象と聞いたが、県中は元気のある地域で、企業の倒産や縮小によって離職する方は少ないと推測している。どういう理由で離職しているのか。事業の一時的な成果は成果として、その先を見据えた場合、離職の経緯を踏まえないと離職者対策の本質につながらないのではないか。

企画商工部長

離職を余儀なくされたのはメーンの対象者であるという意味で説明した。緊急雇用創出事業は、発災当時に福島県にいて離職している方が大もとの要件になる。他県にいた場合は対象にならない。雇用するときに状況を調べて対象になるか判断しているが、発災当時どれくらい離職したかの統計はとっていない。

前段の部分だが、航空宇宙産業について先月東京で展示会があり、福島県から13社が出展している。そのうち県中地区

から約半数の6社が出展している。航空宇宙産業という名前を聞くと壮大に感じるが、ねじ1本の加工技術でも勝負できるため、そういう部分を企業訪問の際にPRしていけば事業主に興味を持ってもらえると思う。

坂本竜太郎委員

概況説明で過疎・中山間地域の振興についてテレビ番組を活用したとあったが、テレビを見たから来たとか、ツアーに参加したなど、影響力が大きいと思う。予算規模と効果の検証は難しいだろうが、内容を聞く。

企画商工部長

首都圏へのテレビ放送については東京MXというローカル局に依頼した。番組のタイトルは「温泉のフチ子〜ふくしま湯めぐり編〜」で、ガチャガチャでフチ子というフィギュアが女性に爆発的に売れており、それを利用している。内容は、都会で仕事に疲れた方が福島県に来ればゆっくり自然や温泉、食事を楽しめるという30分番組である。東京ローカルだけではなくスマートフォンでアプリ（エムキャス）をダウンロードすると全国で見られる。また東京MXの好意でYouTubeにアップしており今も見られる。番組制作は郡山商工会議所に委託したが、郡山商工会議所は東京商工会議所と密接な関係を持っており、また東京MXは東京商工会議所のメンバーになっている関係で費用は大変安くできた。

反響は、エムキャスのおかげで全国からメール等ももらっており、よかったというものが大半である。

さらに製造元の協力をもらい、営業ベースより安く「ご当地フチ子」をつくり、デスティネーションキャンペーンのときに県中地区に泊まった方が県中地区のよいところをSNSで発信すればそれを差し上げるキャンペーンも行った。

橋本徹委員

資料23ページの都路6次産業化プロジェクト事業について聞く。避難地域の復興・再生に寄与する補助金で喜ばしいと思うが、拠点は都路町のどこにつくり、開発した商品は何か。さらに当初期待していた効果とその後の状況について聞く。

次に、県中合庁には初めて入ったが大分趣のある建物である。移転するとの報道があったが、施設の維持管理費はふえているのか。また、差し支えない範囲で利活用策も聞く。

企画商工部長

都路6次産業化プロジェクトの経緯だが、田村市都路地区は平成26年4月に避難指示が解除された。地域の方にアンケートをとったところ、一番必要なのは買い物する場所であり、すぐに仮設の商業施設Domo（ど〜も）がオープンして生活必需品を買えるようになった。その後、支援員を配置してコミュニティーの再生に取り組んでいる。帰還しているのは高齢者が中心で若い方は戻らないため、次の手はなりわい、若い人が勤められる仕事場をつくることであった。

都路には「都路たまご」という特産品があり、地域から卵を活用して何かできないかとの声があった。たまたま商工会長の知り合いが東京プリンスホテルの内藤シェフで、地元の素材を使ったスイーツを開発すれば生産者と加工業者がリンクして特産品が生まれるだろうということで、船引高校の生徒や日本調理技術専門学校の協力を得て、内藤シェフに技術指導してもらいスイーツが完成した。開発した商品はプリンとシフォンケーキがメインである。場所は国道288号の岩井沢と古道の間である。本格的な施設ではなく仮設が条件だったが、仮設はおしゃれではないのでトレーラーハウスを使って厨房と飲食スペースをつくっている。

現在の運営状況だが、3月末にオープンし、最初は御祝儀相場で相当売れた。その後もプリンはコンスタントに平日は200個、土日は300個売れている。スタートとしては順調かと思う。夏には新しくジェラートを開発し、これからロールケーキを出すなど若い方が努力している。

これからの課題は、商工会が中心にやっているものの商工会のメイン事業ではないため、ひとり立ちさせることである。今年度はキッチンカーを導入する予定である。地の利の問題もあるため、イベントに出かけるなど都路から打って出て知

名度向上もあわせて行えばもっと活性化するのではないかという地元のアイデアもあり、しっかり支援していきたい。

合同庁舎は10年以内に移転するが、移転先はビッグパレット北側が示されている。そこには富岡町と川内村の仮設住宅があるため、状況を見ながらになると思う。この庁舎については、できるだけランニングコストを削減しつつ、一方で来庁者や職員の執務環境を考えると最低限のことはやらなければならない。昨年度は光熱水費で400万円近くの不用残が出た。ここは集中暖房で、部屋によって暑かったり寒かったりするが、ボイラーの出力を落として寒いところでストーブをたいたところ、油の使用量が2割以上削減できた。一つ一つもったいない意識で削減しながら使っていきたい。

橋本徹委員

都路についてはときどき通るので購入して貢献したい。振興局の取り組みをバックアップできるようにしたい。

(11月 2日(水) 県中農林事務所)

橋本徹委員

所長説明の1ページにため池の点検や耐震性検証を計画的に進めてきたとあるが、改めてその結果を聞く。

農村整備部長

ため池は管内で0.5ha以上のものが979カ所あるが、これを全て点検した。また重点整備ため池として整備を要するものを27カ所選定しており、計画的に整備を進めていく。あわせてため池の放射性物質対策については、管内の使われていないものも含めて1,190カ所を全て点検した。そのうち底質の放射性物質濃度8,000Bq/kg以上が241カ所と総ため池数の約21%あり、その中で受益面積が2ha以上かつ2万Bq/kg以上のため池が15カ所あった。今年度はこの中からモデル事業として3カ所の除染を実施する予定である。

橋本徹委員

耐震性検証の結果、整備が必要なものは27カ所とのことであり、放射性物質の検査についても適宜進めてもらいたい。藤沼ダムの件もあったためよろしく願う。

農村整備部長

しっかり取り組みたい。

坂本竜太郎委員

藤沼ダムの不幸があって、震災後に国で国土強靱化のブームがあり、水田農業施設のハード整備について大分金額が確保されて検証につながったと思う。平成24年度からの藤沼ダムの大がかりな工事で従来以上に耐震性が向上したのか、それとも復旧にとどまっているのか。

農村整備部長

もともとあった施設を復旧するのは災害復旧事業、従前はなかったものをつけ加えてバージョンアップするのは防災事業である。藤沼ダムは災害復旧事業と農地防災事業を合わせて復旧し、前者が約53億円、後者が14億7,000万円となった。

これにより、天端の高さは変えていないが幅を6.5mから8mにした。また、戦時中につくられたため堤体は均一な土で盛り土していたものを、今回は真ん中にコアという粘土部分を入れて止水し、周りは碎石や砂利という中心遮水型のダム型式へ変更し長期的安定性の高い構造とした。あわせて、これまでは漏水量ははかれなかったが、堤体の中にセンサー

を入れて漏水量を管理できるようにした。さらに今回の地震とは直接関係ないが、ため池の場合決壊が起きるのは大雨が多いため、洪水吐が従前の倍の雨でも安全に流れるようにした。

以上により今回の震災クラスの地震が来ても問題がないように改修を進めた。

坂本竜太郎委員

不幸な事実があった以上、この事業完了により耐久性にすぐれた施設のシンボルとなるよう祈る。

吉田英策委員

一般会計の繰越額について、圃場整備や農用地の災害復旧における用地の関係で地元調整がつかずに工事がおくれたとの説明だったが、調整とはどういうことなのか。うまく進まない理由を聞く。

農村整備部長

農業農村整備事業について説明すると、今回の震災により国の補助金がかさ上げになり、短期間にやらなければならなかった。一番問題なのは用地を取得するのに、未相続の土地があり、事業を行うことには賛成を得られているものの、土地の権利関係を整理するのに10～20人の同意をとらなければ着工できないようなケースが多く、その部分で調整が必要になり、計画どおりにできなかった。また、災害を契機に緊急に事業に着手したため準備期間が少なかったこともあり繰り越さざるを得なかった。

吉田英策委員

現地の農業者の間であつれきがあるのかと思ったがそうではないと理解した。

必要な農地の整備については迅速に行うことが必要である。そのためにそれを行う部署への適正な人員配置も必要だと思う。全体の事業を進める上でどう考えるか。

所長

今後担い手の減少が進む中で、人・農地プランなどにに基づき地域農業を振興していかなければならないが、その中で一番問題になるのは基盤整備されているかどうかであり、小さな圃場が点在するようでは効率的な農業ができないため非常に重要と考えている。県中地区においては、平たん部は大分進んでいるが、中山間地区、阿武隈山系のほうではなかなか進んでいないのが現実であり、我々としては中山間地区について基盤整備を進めながら効率的な農業を進めていきたい。

星公正副委員長

資料40ページ、一般会計の森林整備費、一般造林費でかなり繰り越されており、同意が得られないとの説明だったが、そもそも需要がないのか、それともほかの理由で同意が得られないのか。

森林林業部長

ふくしま森林再生事業は県と市町村で行っているが、市町村の場合エリアを決めてその中で森林所有者の同意を得ることになる。先ほど農村整備部長からも話があったように、森林についても相続されており、近くに住んでいればよいが、他県に行っている場合は同意をとるのに時間がかかる。震災前だと、造林補助事業で山に木を植える場合、かかった事業費の68%の補助だが、このふくしま森林再生事業は市町村が行うため森林所有者の負担がゼロになっている。そのため森林所有者がやりたがらないということはないが、同意をとるのに時間がかかって繰り越しが発生している。

星公正副委員長

同意を得るのが大変で、事故繰越でも足らずに返納という形になるのではないかと。

森林林業部長

市町村には事故繰越後の繰り越しは認められないと話しており、市町村でも理解はしている。

星公正副委員長

林業の特別会計について、どれぐらい積み上がっているのか。資料には平成27年度分しかないが、特別会計は県がまとめて持っているのか、それとも農林事務所単位で持っているのか。また返済されてもう貸し出しがないようだが、新規貸し出しの需要はないのか。

森林林業部長

林業・木材産業改善資金については、県でまとめて持っている。ここ何年か新規貸し付けはない状況である。林野庁からも掘り起こしをしてもらえないかとの話があるが、林業従事者も高齢化しており、山仕事は森林組合等が大きなウエートを占めている。森林組合等については、林業・木材産業改善資金ではなく森林整備加速化・林業再生基金事業で大規模な機械を入れることができるため、そちらの利用が多いと考える。

(11月 2日(水) 県中教育事務所)

宮川政夫委員

学力推進の件だが、県中地区として小中学校の学力はどのように認識しているか。全国平均や県全体の中で、平成27年度取り組んだ中においてどのような課題を感じたか。

次に、体力づくり推進費の中の地域スポーツ人材活用事業で中学校の部活動などさまざまなところに支援を行ったが、これは民間人に協力してもらって学校に派遣したような事業か。

所長

1点目の学力についてはさまざまな指標があるが、平成27、28年度の全国学力・学習状況調査については、県平均と同等かやや下回る程度である。これは毎年同じ母集団ではなく、小規模校も多い中で経年変化は大きい。具体的に述べると、27年度の小学校では全ての科目において県平均を若干下回っている。ただ今年度は回復して、国語は県平均を上回っており、算数は依然として下回っている。27年度の中学校では全ての科目において県平均を上回っていたが、今年度の国語は県平均並み、数学は県平均を若干下回った。

学年間の学力格差が相当あり、小規模校ではある年県中でトップクラスだったのが次の年はビリのほうということもあるため、平均で一概には言えない。私自身が管内の全学校訪問を通してかなりの授業を見たが、教員の指導力の格差が一番大きな課題と認識している。

またつなぐ教育といって家庭との連携を推進しているが、校長等から説明を受け、家庭学習の充実、家庭と協力しながらメディアコントロールも進める必要があると感じている。

2点目だが、中学校の部活動では民間の方を特別非常勤講師に委嘱し、パートタイム的に派遣している。

宮川政夫委員

学力向上は話題になっており重点的にやっつけようということで、教職員の問題もあるが、家庭と学校の関係も大きい

と思う。目先の点数を上げるのはテクニックで何とかなるが、子供が自主的に勉強する姿勢を植えつけていくことが大切である。そういう意味で、当所で行っている「親の学び」支援や「親子の学び支援講座」は効果があるのではないか。私も3人の子育て中の身としてこういうことを意識し、さらに応援する立場で取り組んでいきたい。点数が下がるとマスコミに出て教職員に批判が集中してしまうため、私も反省しながら支援していきたい。

吉田英策委員

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置について聞く。今子供たちへの心のケアが必要である。スクールソーシャルワーカーと学校の連携をどのように進めているか。また、1万5,274件の相談業務は多いのか。

次に、家庭教育応援企業の登録制度はどのようなものか。父母の長時間残業で子供と触れ合う機会がないことの解消を目指しているのか。

所長

まず、スクールソーシャルワーカーと学校との連携についてである。昨年度は当所に4名配置していたが、延べ出役日数が401日で2,276時間派遣している。1名当たりになると限界に近い体制だと認識している。学校への訪問回数は延べ1,083回を数えている。特に問題を抱えている児童生徒の置かれた環境に直接働きかけることも大事だが、学校内で子供や家庭を支えるチーム体制を構築するためにコンサルテーションしながら教員の資質能力を高め、学校との連携を深めている。

先ほどの1万5,274件というのはスクールカウンセラーの相談数である。

次に、家庭教育応援企業推進活動については、ことしから企業に認証書を渡して、職場の家庭教育を推進してもらうものである。子供にとって大事な早寝早起き朝御飯の生活習慣を社員に啓発したり、大きな企業では忙しいが、働く方が子供の学校行事のために休暇をとりやすい環境をつくるなどの取り組みを進めてもらっている。

吉田英策委員

スクールソーシャルワーカーについては1件を解決するのに多くの時間を要すると聞く。4人にとどまらず増員が必要だと思うのでよろしく願う。

遊佐久男委員

資料11ページ、高校指導費でキャリア教育を実施しているとのことだが、小中学校との連携を行ってどういう効果が見られたか。

また、決算額調の不用額は共済費が多かったが、制度改革があったのか。

所長

管内では鏡石町で小中高の連携によるキャリア教育を進めており、高校の実情を小中学生が知ることも含め、将来の夢や希望、進学への憧れを持ってもらうように地域指定で地域一体となって行っている。11月4日に事業を実施する予定であり、清陵情報高校を中心に鏡石町の小中学校がさまざまな高校と連携して高校の教育内容を理解している。

次に、共済費の制度改革はなく、不足しないように本庁から余裕をもって配分されていたため不用額が発生した。

遊佐久男委員

キャリア教育という面での小中高連携だが、特に今高校生が就職した後の在職率が低下しており、その辺の問題をどのように解決していくかが課題である。当該事業により連携がふえた効果はどうか。

所長

委員指摘の状況は把握している。高校教育課直轄でさまざまな事業を行っており、それに直接かかわる当所の事業はないが、駐在の指導主事がいるため機会あるたびに状況を把握するとともに、連携を深めて管内の情報をつぶさに本庁に伝えながら、事業等の改善に資するように努力したい。

橋本徹委員

教職員の負担解消について聞く。学校の先生というと、平日は学校の授業、夕方から部活、土日は遠征と休みなく働いている印象を受けている。それに伴って不祥事もふえていると思う。資料最終ページの意見に対する処理状況調の中で多忙化解消のために校長研修会による実践化、メンタルヘルス研修会の開催ということだったが、事業実績調の項目ではどこに該当するのか。予算措置はされていないのか。

所長

多忙化解消の取り組みについて、委員指摘のとおり、今回実施しているものの予算措置はない。さまざまな校長会議や校長研修会を実施しているため、そういう機会に我々から事例に基づいて指導している。加えてメンタルヘルス研修会については福利課の事業があり県内各地域で実施している。運営には我々も協力しているが、本庁の直轄事業となっている。

橋本徹委員

事業実績調を見ると学校の先生の人件費がほとんどで、教育にかける予算はなかなか厳しいという第一印象であった。次代を担う子供たちのためにもっと予算措置し、あわせて指導する教員のメンタル面のケアも含めてやっていきたい。

坂本竜太郎委員

資料12ページ、地域における防災力向上支援事業については、現場の教員が参加してはだめなことはないと思うが、どのような実施要綱になっているのか。また教員が参加する行事はあるのか。

所長

この事業は平成27年度で終了している。地域防災の拠点ともなり得る公民館等社会教育施設を対象とした事業であり、基礎編と実践編に分けて7月と9月に実施した。学校を対象にしたものではないため、参加者は社会教育関係者がほとんどであった。学校については防災教育の視点で、子供たちへの教育だけではなく学校の防災体制も含めて進めている。

坂本竜太郎委員

平成27年度で事業自体が終了とのことでは言いにくいですが、例の大川小学校の訴訟において教員にもプレッシャーがある。ここは津波被害はないにしても大きく言えばいろいろ不安もあると思う。

震災を経験した一番の被災地である福島県は、災害に対する意識や防災に対する取り組みが一番進んでいなければならない。そうでなければ教訓を生かしたことにならないと思う。子供たちに高い意識を持ってもらうためには先生であり、特に小中学校の生徒は先生の影響がある。先生がどう教えるかは先生の意識である。普段のふとしたしぐさなどに人は言葉以上によい意味で影響を受けることがある。

地域や家庭と一体となった連携の枠組みからすれば学校外のものにも一住民の立場で参加してもらいたい。授業中の被災もないとは限らないため、先生方もいろいろな立場で理解があれば、総合的な防災意識の醸成に資するのではないかと。これから取り組みがある場合には議会としても精査すると思うが、これを一つの実績としてよい形につなげてもらいたい。

渡部優生委員

資料9ページに道徳教育推進事業の実施とあるが、具体的な内容と事業のねらい、期待する効果を聞く。また道徳教育は難しいと思うが、具体的にどういう方が講師をしたのか。

所長

当所としては、まず「特別の教科 道徳」の地区別研修会を実施している。小中、特別支援学校の教諭、市町村教育委員会の担当者を集め、道徳教育の指導体制の改善、道徳の時間の充実や道徳教育の推進を目指した全体計画を作成するための研修を進めている。また、地区別推進協議会も実施しており、道徳教育指導書等の活用における多様な指導方法を研究討議を通して深めた。こちらは小中高等学校の教諭60名ほど、PTA役員等20名ほどに参加してもらった。講師は道徳教育の権威である上越教育大学の教授を呼んだ。

渡部優生委員

道徳教育は一言では言えないものだと思うが、教育委員会として子供をどう育てるために道徳教育をやろうとしているのか。教育的なねらいをどのように考えているか。

所長

全体的なねらいとして一番大事なのは人格形成である。県の第6次計画でもうたっている心豊かな人間をつくっていくことに加えて規範意識をしっかりと身につけさせることが肝要と考える。

渡部優生委員

そのとおりだと思う。学力向上もあるが、ベースとなるのは人間性、人間としての力であり、それがあって次に学力である。道徳が見直されたのはこれまでの反省を踏まえてのことだと思う。最近いじめの件数がふえたが、これはこれで細かいものまで出したためだと解釈している。このような時代で道徳教育は生かされていくし、現場の先生も授業に集中できる。それによって学力も向上していくという循環になっていくのではないか。このようなところをしっかりとってほしいのでよろしく願う。